

## 【建設部関係】

議案第8号 令和5年度伊豆市一般会計予算	【所管項目】
----------------------	--------

(補足説明) なし

(質 疑)

○委員長 補足説明はありませんので、これより質疑を行います。

初めに、用地管理課所管、予算書の251ページから276ページ、附属説明資料86ページから96ページで質疑はありませんか。

Q. 附属説明資料86ページです。2の道路管理事業で、事業の内容のところの1、市道測量委託料2路線とあります。ここについて詳しいことを教えていただきたいんですけども、この測量をするという市道について、場所と、それから市民からの要望というふうな説明を以前受けたと思うんですけども、どのような経過というか、どういう形で市民から上がってきたのかとか、ちょっと教えてください。

A. この道路管理の最初の市道路線の測量というところなんですけれども、隣地の境界確認、道路との境界確認がありまして、その部分、境界を定めるときにおいて道路の部分に民地の部分とかがありましたので、その道路境界を確定するために測量が必要になるということで、2路線という形になります。

1つ目が温泉場の中にあります修禅寺よりも北又側といったらいいですか、住宅街の一部になるんですけども、その中の1つの路線になるところが1つ。それと、もう1路線は本立野の西念寺、そこの狩野川に入るところの道路沿いの敷地になります。そこも同じように認定道路と民地との境がはっきりしませんでしたので、その部分について境界をはっきりさせるための測量を行いたいという、この2路線になります。

以上です。

Q. 説明資料は96ページになります。下の2の市営住宅管理事業9,579万8,000円についてお尋ねします。この市営住宅敷地借地料1,007万2,000円、総額でありますけれども、これは、東原のところは解体するわけなんですけれども、それ以外は従来どおりの予算ということによろしいですか。

A. この借地につきましては、管理評価とかの金額を確認させていただきまして、それでそれに見合った、それと協定によりまして、固定資産税とか関わる費用とかを足すところがありますので、それを加味した借地料ということでお支払いをしております。毎年、定期的に更新とかありますので、それで契約を更新するものは更新をして、今まで

と変わらないところでありましたら、その金額について借地料を支払うという形を取っております。

以上です。

Q. 管理評価とかその辺というので変動するのは分かるんですけども、地権者自体の数等は変わらないですね。

A. ちょっとお待ちください。団地ごとでよろしいでしょうか。

Q. 細かいおのおのはいいです。じゃ、委員長、変えます。

要するに、徹底した歳出の削減というのはもう市の方針ですから、その中で借地解消というのはやっぱり重要な案件ですよ。これ、予算上はそうした動きが反映されている予算なのかどうかということと、令和5年度については、地権者との交渉についてどういった計画的な行動を取るということを考えているのか、それを伺いたかったんですけども、それについていかがですか。

A. まず、この借地に関するのがあるんですけども、市営住宅ですので、まず市営住宅に住まわれている人というところの相談から入っているところは確かです。ですので、まだ土地の価格については、方針によってその金額についての相談はしていないところではあります。ですので、まず入居者のほうの退去のほうを進めて、市営住宅自体の削減を目指して、その都度借りているところについては、返却をするという形を取っていきたいと考えております。

Q. おっしゃっていることも分かるんですけども、何でその下地を買うのに入居者の意向を確認しなきゃいけないんですかね。要は、そこに住まわれている状態でも、毎年毎年賃料を払うよりも、買い上げたほうが長い目を見たときには安上がりだから、だから借地解消しましょうよということでしょう。市営住宅自体を削減するのも1つなんだけれども、そういうことですよ。それについてはどうかということ。

それで、公共施設の再配置管理計画ができましたよね。その中で東原団地は解体をするんですけども、ほかの既存の市営住宅についても長期的なところでどういう計画を持って、それに対して入居者に対して退去していただきとかという、そういう動きが令和5年度はどうなんだということを併せて教えてください。

A. すみません、解体等計画についてちょっと今資料を持ってきていないんですけども、この後、天城地区につきましては解体を進めていきたいと考えております。田沢団地と宿団地についても、入居者のほうで合意や承諾が得られるようであれば、あと西平団地もそうなんですけれども、解体の方向では進めていきたいと考えております。

それと借地、それを購入という考えなんですけれども、それを相談している中で、借地料の金額がかなり安い金額で設定されている契約されているところもありますので、購入するよりは借地のほうが費用が安く済むということを判断させていただきまして、それで了解をいただいた中で、借地を続けていきたい。その中でもやっぱり借地料というものは削減していかなければならないので、団地のほうの借地の土地自体の削減を求めていきたいと。それについては、やはり、すみません、先ほどお話しさせていただきましたように、入居者がおりますので、その方の承諾を受けて、空いたところから解体をして、借地の削減を進めていきたいという形で考えております。

以上になります。

○委員長 それでは、次に、都市計画課所管、予算書の253ページから288ページ、附属説明資料の87ページから100ページで質疑はありませんか。

Q. 予算書268ページ、附属説明資料92ページ、伊豆縦貫道湯ヶ島まちづくり構想策定業務委託料について質問をいたします。

こちら、いろいろ会議が持たれて、地元住民の方と話をされていると思いますが、そこに浄蓮の滝という観光施設もございます。それも含めた中で話が持たれ、地域活性化につながっていくのかどうか、そんな話が持たれているかどうか質問をいたします。住宅地だけということに進んでいるのでしょうか。

A. まず、茅野のほうですけれども、一応やはり茅野のワークショップの中でも、単純に住宅地だけでなく、やはり浄蓮の滝のほうも重要な観光施設であり、一体で考えていくべきだという意見が出ておりますので、やはり計画内のエリアとしては入れていきたいと考えております。

○委員長 それでは、昨日の委員の質疑に対する回答をよろしくお願いたします。

A. 昨日の委員の議案質疑に対する回答をさせていただきます。

まず、立地適正化計画の策定に係る3か年の事業費についてですけれども、こちらが令和3年度の予算の計上時、3か年で約1,560万円と見込んでおりましたが、今回令和5年度の予算として900万円計上させていただいております。これは、令和3年度の実績額、それから令和4年度の実績額等合わせると、3か年で約1,728万円となりまして、3か年で約168万円の増額ということになります。

増額の理由としましては、委託料のほとんどが人件費でありまして、令和3年度の予算の計上時よりも人件費の単価が上昇したこと、それから技術者の種別の割り振り、実際こちらの現場に来る人を現実的に積算した結果、そちらの変更になったこと、それか

ら協議会ですとか庁内検討会の回数、この回数を増やしたことによりまして、直接人件費の増額があったためということになります。

それと併せまして、令和3年度の予算要求時に見込んでおりました令和5年度の事業費460万円に対しまして、今回の予算要求額が900万円となった理由ですけれども、これが国庫補助金であります集約都市形成支援事業費補助金の内示が大分低かったんですね。それによりまして、令和3年度、それから令和4年度に見込んでおりました事業が実施できなかつたものですから、そちらのほうを令和5年度のほうに持ってきて、令和5年度の予算に計上しているということになります。

それから、続きまして、住民説明会に関してですけれども、学識経験者ですとか関係団体、それから地域住民の代表等で組織します都市計画推進協議会を来週3月9日が第1回目となりますけれども、こちらを4回ほど開催しまして、意見を聴取して作成した計画案について、9月頃議員の皆様にお示しさせていただく予定となっております。

それから、一般の住民の皆様に関しましては、各地区において住民説明会を開催する予定でありまして、開催については今年10月末から11月頃になる見通しとなっております。その後、各地区での説明会の意見を反映した計画案を確定させまして、パブリックコメントを12月頃を実施する予定です。計画の策定については令和6年3月の予定となります。

以上です。

Q. 今、都市計画課長のほうから、昨日の議案質疑の残りの部分のお答えをいただきましたけれども、それについてちょっとお聞きします。予算が膨らんだことは承知しました。これはもともと委託契約を結んでいる業者から、都度都度、毎年見積もりを徴収して事業予算を組むというようなことも契約の中に入っていますので、そういう手続なんだろうなということが分かりました。

それで、今、住民を含めた説明、議会の説明、スケジュールを説明いただいたんですけども、ちょっと聞き逃しちゃったので、都市計画推進協議会というのを立ち上げますよね。来週9日に第1回を始めるということなんですけれども、もう一度、推進協議会の構成メンバー、あと人数を教えてくださいなんですけれども。

A. 構成メンバーですけれども、人数は13人です。メンバーの構成としましては学識経験者、こちら大学の教授等になります。それから公共交通の事業者、そして商工会、農業委員会、観光協会、それから社会福祉協議会、それから一般の市民が4名と、あとは

県の沼津土木事務所の都市計画課長さん、一応こういったメンバーで構成しております。

Q. ありがとうございます。

この構成メンバーのうち、一般市民4名とあります。この4名は、この立地適正化計画をこれから策定する対象地域、複数ありますけれども、その地元の住民代表ということでしょうか。

A. こちら一応旧町各地区、修善寺、土肥、天城、中伊豆、そこから1名ずつということになります。

Q. そうしますと、具体的にいうと、修善寺駅前、牧之郷、修善寺温泉、八幡、青羽根、湯ヶ島、土肥地区と、複数あるんですけれども、この地域の人たちは、それぞれ各旧4町単位でやっているんで、一般市民4名の方はいわゆる地元の意向ですよ。地域性とかいろんな背景があるんですけれども、そうしたところを推進協議会の中でもんでもらうのに、意見を言っていただくような立場になろうかと思うんですよね。住民説明会は10月、11月ということで大分遅くなるので、そこでまた調整がうまくいかないなんていう場合も考えられるには考えられるので、そこら辺はどういうふうにこの一般市民4名の方、選考して役割を担っていただくように期待をしているのかということをおよと聞きたいです。

A. なかなか地域の住民皆さんの意見をこの方たちだけで拾うというのはなかなか難しいことかとは思いますが、地域の中でもそれなりに意見を持っているだろうという方を一応選出していただいております。その方たちの意見をいただいた上で、最終的にというか、住民の説明会をやって、それをすり合わせていくという形で考えております。

Q. 説明資料の92ページ、都市計画推進事業の中の(4)、(5)、修善寺駅前地区まちづくり基本構想作成業務委託というところなんですけれども、ここの4番と5番はセットで考えていい事業なんですか。それとあと、今まさに、今夜なんですけれども、まちづくりの駅前のワークショップが開かれます。3回目ということです。これは、令和5年度からのそれに基づく次の事業というふうに考えていいのでしょうか。

A. こちら4番と5番につきましては、当然関連ということになります。まず、まちづくりの基本構想というぼんやりとしたものをつくりまして、それから、まちづくりの基本計画という形で少し具体的にしていこうという形になります。そして、今夜実施される

ものは、4番のほうということになります。今夜3回目を実施されるということで、その意見を基に、これから令和5年度の事業として基本計画を策定していくという流れになります。

Q. ありがとうございます。

そして、ここの県道の伊東修善寺線の修善寺駅前区間の道路改良が検討されたことというふうに書いてあります。このために県の事業を推進するためということ、市のほうで動き始めたということなんですけれども、その下に、地域の合意形成を図るといふふうに書いてありますが、これによって、今まで地権者の方とかそういう方たちへの対応、どういうふうにこれから変わっていくとか、そういうことはあるんでしょうか。

A. こちらまだ伊東修善寺線の事前着手制度ということ、まだ本当に調査の段階で、こちらの県道のほうの拡幅が確実に決まったわけではありませんので、こちらのほうを確実にやっていただくために、このまちづくりの基本計画等を考えて、県のほうに事業を進めていただきたいというものになりますので、この基本構想ですとか基本計画、そういったものをつくった上で、県のほうでここをやはり広げたほうがいいねということになれば、実際にこちらの地権者さんとかそういった方に交渉に行くような形になってくるかと思えます。

Q. そうしますと、今開かれているワークショップのメンバーの中に、一番自分が住んでいるとか商売をしているところの店舗から動かなければならないかもしれない地権者の方たちがそのメンバーに入っていないというふうに聞いているんですが、例えば令和5年度から、また同じようなワークショップとかを開くことになるかと思うんですけれども、そこに関しては働きかけとかは、入っていただいたほうがスムーズに行くのではないかなと思うんですけれども、そういうことは考えていらっしゃいますでしょうか。

A. こちら、人選につきましては、昨年、駅前区の皆さんに対してお知らせを出して、希望者という形で出していただいたんですけれども、来年度につきましては、やはりそういう地権者の方もぜひ入っていただけると、我々としても非常に助かる場所があります。

Q. とても重要な事業で、県が関わっているので、すごく慎重に動いていらっしゃるのとはよく分かります。ですので、余計、地権者とか地元の方たちとの都市計画課の方たちとのコミュニケーションとか、そういうのがとてもこれから必要になってくると思います。これだけ予算をこれからどんどんかけていってくださると思うので、その効果の

ためにも、そういう意味でも、数字に表れないところで職員の方たちの動き方もちょっとすごく大事になってくる段階に入ってきていると思います。

ですので、構想でぼやっとしたというふうなことをおっしゃっていましたが、それがこれからどんどん具体化されて計画に形を変えていくのであれば、ずっと見守らなければいけないので、その辺の職員の方たちの動きの、もし事前着手制度にのってこれから動くとなったときの、申し訳ないですけども、今までの地権者の方とか地元の方たちの合意というふうなことで考えていくと、決まったんだったらいいねみたいになっていくのかもしれないんですけども、職員の方たちの働きかけも大事になってくると思うので、そこのところ、ちょっとすみません、予算に関係ないかもしれないんですけども、教えてください。

A. やはりだんだん計画等で具体化していけば、地権者の皆さんに対しても、当然接触する機会が多くなると思います。今の段階ですと、まだ本当に決まったわけではないので、何とも言えない部分がたくさんありまして、3か月前にこんなことを言っていたけれども、その後どうなのと言われても、結局同じことを言うしかないという部分もありまして、なかなかつらい部分はありますけれども、同じことを言うにしても、やはり顔を見せてお話をするというのも大事なことだとは思っていますので、極力そういった地権者になるであろうという方に対しては、お話をするような形で進めていきたいと思っています。

Q. 説明資料は92ページになります。都市計画推進事業のうち、先ほどの立地適正化計画のことなんですけれども、今の黒須委員がやっていただいた駅前のまちづくり基本構想とか基本計画の策定業務に絡んでの話なんですけれども、主要事業の説明資料によると、修善寺駅前地区まちづくり検討事業というのは継続事業でここにあるんですけども、ワークショップを開催してまちづくり基本構想を作成すると。その過程の中で、策定準備中の立地適正化計画との調整を図るということがあるわけです。そう書かれていますと、ほかの立地適正化計画の対象地域である、先ほど言ったいろんな地区があるんですけども、例えば青羽根というのが立地適正化計画ができますよね。そうしたら、修善寺の駅前とか今やっている茅野地区とか牧之郷とか温泉場とか、行政が入って地区計画を立ててやっているんですけども、同じように青羽根や八幡も行政のほうで立地適正化計画に基づいて地区計画をつくるサポートというのか、その辺をするつもりでいるのか、これは事業目的に絡むことなので、お答えいただきたいと思っています。

お願いします。

A. 今のところ、青羽根とか八幡、そういったところに関しては、地区計画等計画はしておりませんが、地区計画というと意外と地元の方から上がってきた上で立てることが多いものですから、地区計画に関しては、地元のほうでそういった要望が強くなってくれば、そちらのほうは検討していきたいと考えております。

Q. 地元からの要望があればということですね。これは建設部に振ることじゃないので、今日、総合政策部長もいらっしゃらないんですけれども、ここからは質問になるか分からないんですけれども、政策的に市のほうがコンパクトタウンアンドネットワークを推進しているわけですよね。昨日も話したとおり、修善寺中心部に、市長が言っていたけれども、2万人人口を集めて、それで伊豆市って成り立つんですかと、そういう話です。そのために各地区に拠点をつくるわけでしょう。それは本来、行政が主導するわけじゃないですか。もちろん住民の意向も反映しなければいけないんですけれども。だから、そのところは私は、ごめんなさい、持論で終わりますけれども、そこは行政主導でしっかりと責任を持ってやらないと、住民との信頼は生まれませんと思います。

以上、いいです。答えは要らないです。

Q. 予算書の270ページ、附属説明資料の93ページで、土木費の公園整備事業、日向公園についてなんですけれども、概要説明の中ほどに、用地買収及び造成工事ってあるんですけれども、令和7年度で、今年度それらが進められる予定だと伺っているんですけれども、用地買収についてはおおむね地権者と同意は得られていると聞いていますけれども、この予算は用地買収費なのでしょうか。同意が得られた上で、今回用地買収の具体化を進めるための買収費が入っているということでしょうか。その進捗状況とか現状を確認させてください。

A. 令和4年度に用地買収のほう着手しまして、静岡県土地開発公社に先行取得ということで、用地の買収の委託をしております。現在、おおむね99%の用地の取得が完了しております。残りが2筆、地権者2名となりますが、こちらが未相続の用地であった関係で、その相続人の特定ですとか相続手続に時間を要しているところです。現在、相続人のほうの特定はできておりまして、あと相続手続が終わり次第、契約のお話伺えるという状況になっております。

それで予算のほうなんですけど、こちらの先行取得、令和4年度から始めまして、4年、5年、6年の債務契約となっております。ですので、令和5年度についても令和5年分



ということで、用地費の支払いを土地開発公社のほうにしていってということで予算計上しております。よろしいですか。以上です。

Q. 土地開発公社が買い上げたものを買い戻すというか、そういう形でということだと思いますけれども、99%で2件の地権者の方は合意が得られていて、これから手続上の進めるという段階にいるということでよろしいでしょうか。

A. そのとおりです。一応、手続の待ちという状況と理解していただいて結構だと思います。

Q. 附属説明資料95ページ、下段の事業名駅広場管理費の事業の内容の2なのですが、ちょっと細かいんですけども、この駅北広場駐車場保守点検業務委託料、これが303万6,000円、使用料が右側にあって、これが308万円、これでいってこいになるんですか。

A. 今年度というか実績の見込みですけれども、大体金額的に310万円程度駐車場の使用料が見込めますので、大体委託料に対して駐車場の収入で賄えるという計算になっております。

Q. そうすると、利用度はどういうふうに評価されているんですか。

A. 利用については、昨年度の実績で、利用者数が大体2万7,500人程度、そして金額として237万3,400円、これが4月から12月までの金額になりますので、それを単純に月割りをしますと、大体金額として310万円程度になるだろうという計算になっております。

Q. 昼間って結構空いているんですよね。すごく駅からの距離が近くて利便性も高い駐車場だと思うんですが、目いっぱい混んでいるというのは、例えばあゆのさとで行事があるとか、小・中学校で行事があるとか、何かイベントがあると、駅前の駐車場がいっぱいなんですけど、例えば出張なんかで24時間以内に帰ってきて止めた場合、2,000円から3,000円ぐらいかかっちゃうんですよね。近くの民間のところって500円とか、今600円になったのかな。そういうふうに比較しちゃうと、知人のところとかに止めちゃうという、私なんかそうなんですけど、例えば24時間以内は1,000円以内にするとか、そういうような検討は、令和5年度はしてこなかったでしょうか。

A. こちら上限額の設定が過去に一度検討されたという記憶がたしかあるんですけども、そこでちょっと私、どういう理由だったか覚えていませんけれども、そこでどういう理由か、結局それが定まらなかったというところはあるんですけども、やはりそういうニーズがあれば、当然検討していく必要があると思いますので、来年度以降、検討

はさせていただきたいと思います。

Q. 1点だけすみません、教えてください。

附属説明資料の87ページ、建築事業事務費ということで、アスベストの関係で伺いたいと思います。

昨年同様1件を見込んでいますけれども、来年度令和5年度より空き家の除却の補助金も出る関係で、解体が進む可能性もある中で、アスベストの除去の実績状況であるとか、市内の建物でどのくらいアスベストを含めた建築物が建っているのかのような把握はしているのでしょうか。

A. こちらの補助金を使って除却をした建設というのが私の記憶ですと、まだ1件だけということになります。アスベストを使った建物がどのくらいあるかということについては、申し訳ありません、うちのほうでは把握してございません。

Q. 過去に1件あったという記憶があるということなんですけれども、あくまでも建物を壊すのは個人ですよね。個人がいろいろ調査している段階で、アスベストがどうもこれは含まれていそうだということが分かって、市役所に相談をして、補助金をもらうというような、こういう流れということですよ。把握していないということは。それでよろしいのでしょうか。

A. そのような流れになります。

Q. 分かりました。

Q. 今日、聞くのよそうと思ったんですけれども、1つだけ聞きます。

先ほど、黒須委員が質問したところですよ。補足説明資料だと92ページの修善寺駅前の関係です。これは、主要事業概要説明資料のナンバー46を見るとよく分かるので、まとめて書いてくれてあるので、これを踏まえて確認です。

自分も仲間の皆さんと一緒に、横瀬と駅前の県道、国道の慢性的な渋滞を根本的に解消してほしいという要望をずっとしてきた流れから、今回県のほうの着手準備制度に採用されたということは、事業化に大きく前進したのかなというふうに思っていて、今回ここにスケジュール感まで出ているんですけれども、これ、言えるところまで結構です、県の関係もありますから。県の検討がどういうふうになったのか、準備制度になったということは、区間とかどういうことをやるかということがある程度具体的にになっているはずですので、中伊豆側から行って修善寺駅のほうへ入っていく右折

レーンをつくるということの話だということでもいいのか、それを含めた検討ということでもいいのか。

ここに書いてくれてあるから聞くんですけども、市道の拡幅というのは、該当する何件かの方に移転していただいて、今ある道路をつけ替えて、それを右折レーンにするということなのか、ほかのところを拡幅するということなのか、まちづくり全体を検討しているということなので、その右折レーンだけでなく、その周辺についてもどの辺まで、すみません、自分はワークショップに入っていないので、今回やろうとしているのかということをお願いします。

A. 駅前の県のほうの事業着手準備制度の関係についてお答えします。昨年のちょうど今頃3月に、県のほうがこの着手の検討を始めるということで、連絡をいただきました。この制度なんですけど、令和4年、令和5年の2か年で事業化に向けて検討を行いまして、ちょうど来年度の年末ぐらいだったと思いますが、県の交通基盤部のほうで検討会を開催して、そこで地元の調整状況ですとか地権者の意向、それから、今回の場合ですと、市の関連するような道路、そういうものの合意状況を確認して、事業化する、しないを決定するという流れになります。

それで、市のほうでの検討の状況なんですけど、県道を拡幅するという、今、信号交差点が3つございまして、その3つを含めた区間を拡幅して、歩道の整備、それから右折帯の整備ということになりますけど、道路を拡幅することは交差点も広がってしまう、それから交差点間の距離は変わらないんですけども、道路が広がったことによってそこに右折レーンが入らなくなってしまうというおそれがございまして、ですので、市のほうで、まちづくり全体の中で、今、通過交通をどこを通すのが望ましいかですとか、公共交通のルート、そういうものをワークショップを通じて整理をしまして、市がやるべき事業、例えば交差する道路の交差点を広げたほうがいいのか、そういうことを整理してまいります。

順調にいけば、今やっているワークショップ、それからまちづくり基本構想というものをまとめて、その後、県の整備内容と整合を図って、来年度そういう調整をしてまいりたいと考えています。

以上です。

Q. よろしくをお願いします。

説明資料87ページ、下の事業2のTOUKAI-0推進事業です。来年度は5,344万

3,000円、ちなみに、令和4年度今年は3,400万円余です。相当な増額予算ということで計上していただいているんですけども、具体的にいえば、耐震診断の委託事業は、令和4年度が10件に対して令和5年が100件、それぞれの補助金についても大幅増となっています。こうしたかなりの大胆な増額の予算を組んだその背景を教えてください。それと、こうした増額予算に対応するための診断員等の体制、その辺はどういうふうに臨むのか、その2点を教えてください。

A. こちらの増額をした背景ということですけども、こちらの耐震診断の事業、いわゆるTOUKAI-0の事業ですけども、推進事業ですけども、こちらが耐震診断の事業については令和6年、それから耐震改修のほうの事業につきましては令和7年で一応終了するということになりますので、そのかけ込みがあるのかなという部分があります。それから、今年度ダイレクトメール等県と協力しながら送付しまして、所有者等の意向を耐震診断また耐震改修等の意向を確認しまして、それによって、かなり数が増えたということになります。

診断員さんに対しては、一応建築士会、そちらの方と御相談をいたしまして、これだけ増えてもこのぐらいならば対応可能だろうということで、御相談はさせていただいております。

以上です。

Q. ありがとうございます。

トルコの大地震もあって、非常に市民の皆さんも関心が高いところだと思います。

最後に、令和4年度の去年の委員会の中でも確認したんですけども、予算執行した後には、耐震化率というのは、令和4年度予算執行すると81.9%という話があったと思うんですけども、令和5年度この予算を執行して、その後の耐震化率というのはどのくらい見込んでいますか。

A. 今年度30件を見込んでおりますので、これが全て実行されたということになりますと、82.2%ということになります。ただ、これは耐震改修をしたものだけに限りますので、実際、除却をしたとかそういったものについてはうちのほうで把握しておりませんので、そちらのほうで分母が減っていくということなんで、82.2%よりは上回るのではないかと考えております。

Q. 分かりました。ありがとうございます。

Q. よろしく申し上げます。

先ほど、別の委員が質問しました附属資料92ページの土木の2ですよね。事業内容の4番、5番、修善寺駅のまちづくりということで構想しています。事業計画のスケジュールを見ると、4年、5年、6年、7年という形で進んでいます。修善寺駅周辺がまちがにぎわっていただければ、それはそれで大変結構なんですけれども、道路が広がってまちづくりが。基本的なことは、僕、個人的なことを言うてはいけないんですけども、修善寺橋がやっぱり拡張だとか広げるだとか新たに造り替えるとか、そういうことがない限り、やっぱり修善寺駅のまちづくり、発展というのはないと思うんですけども、そういうところも議論の中に入っているんでしょうか。お願いします。

A. 修善寺橋が一番の原因だということは、私どもも重々承知はしておるんですけども、今回の計画に関しても、将来的にそういった修善寺橋等の拡幅まで、見据えるというのもあるんですけども、そこまでは一応考えた上での計画としていきたいと考えております。

Q. 将来的にはそうなると思うんですけども、それに向けてのまちづくりということによろしいでしょうか。

A. そう理解していただければ結構です。

Q. じゃ、そういうことならば、次のステップとして、やっぱり修善寺橋の何らかの解決策を将来的なことを見据えて、市も県と国の管轄になるんですけども、県とタイアップして、それなりのステップを踏んでいただければと思います。

○委員長 答弁はよろしいですか。

Q. 答弁は、将来的には考えているということなんだけれども、将来的に考えるじゃなくて、もっと進歩的に、もうやるんだというような気構えで前に進まない駄目だと思うんですけども、その気持ちはどうでしょうか。

A. 修善寺橋の拡幅要望について、長い間から皆さんから言われているところですので、ここについては引き続き県へ、管轄は国になりますので、併せて要望はしていきたいと思えます。議論の中で、修善寺橋の拡幅についてはいつ何時でも出てきますので、委員今おっしゃったような気持ちを引き続き要望に乗せていきたいと思っております。

Q. 当初予算附属説明資料93ページ、下段の2、公園整備事業、こちらのほうに5年度分ということで予算計上されています。5億3,852万6,000円、お聞きをいたします。この事業については、3か年にわたって展開がされるということで、この5億3,852万6,000円というのは、令和5年度の1年間の予算というふうに理解をしてよろしいでし

ようか。

A. こちらに関しては令和5年度の予算ということになります。

Q. となりますと、当然のように、6年度、7年度まで推計をした形の中で総事業費、これについてはたたき出されていると思うんですが、どれぐらいになるんでしょうか。

A. すみません、ちょっと端数というであれですけども、15億8,000万円ぐらいだったと思います。ごめんなさい、ちょっと正確な数字は。

Q. ありがとうございます。

つまり、市民が最も分かりづらいのは、行政の予算化の問題については、年度ごとに資料がこうやって出てくるんですけども、一体全体、公園整備事業、これ（仮称）日向公園ということだろうと思うんですが、これがいつから始まって、何年度で終わりますよというようなことがこの説明書きには書いてあるんですが、総事業費というのが全くどの事業についても書かれないんですね。年度をまたぐときに。この辺については、もう少し手法として、総体で市民が分かりやすい形の中で、これからのことで結構ですので、総事業費、予算、これらを何か年にわたって、こういう形の中の5年度の予算はここに明白に出ていますけれども、6年度、7年度も明白にしろとは言いませんけれども、いずれにしても、1事業が始まるときに、最終7年度までの予算については、これは積み重ねがされているはずですので、その辺を説明できるようにしていただきたいなという感を持っております。

以上です。

○委員長 ほかに質疑はございませんか。

〔発言する人なし〕

○委員長 なければ、建設課所管のほうに移りたいと思います。

建設課所管のほうをやらせていただきたいと思いますが、ちょうどここで1時間ぐらいたつんですけども、休憩のほうどうしますか。

では、ここで10時40分まで休憩とします。

○委員長 休憩を閉じ会議を再開いたします。

次に、建設課所管、予算書207ページから362ページ、附属説明資料68ページから133ページで質疑はございませんか。

Q. 説明資料88ページ、市道整備事業のところです。

こちらも予算が令和4年度よりも大幅にアップしているようですが、この6番、14

番、16番について伺います。事業内容のところの6、14、16です。6、すみません、住んでいながらこの場所がよく分からないんですけれども、読み方もあれなんです、大久保川久保線でいいでしょうか。測量設計の業務委託料ということですが、これは、県道伊東修善寺線に関する取り付いている市道のところのことでしょうか。それと、14番はいいです、すみません。あと、16番の通学路のところなんですけれども、この通学路というのは、主に新中学校に向けての通学路整備ということで駅前とか、その地区のどこなのか、その場所の詳しい説明をお願いしたいと思います。

A. まず、6番の市道大久保川久保線の測量設計ですけれども、こちらはごみ処理場に入る道の取付けの道路、その設計になります。多分、今年の予算で来年度補助金をもらってやるとなっていますので、それがこの線になります。

あと、16番の通学路の修繕、ここで言っている通学路は、市内全域、特に修善寺中学というわけではなくて、通学路の警察とか学校関係者とかいろいろ点検をしております、そこで指摘された、ラインが消えているとかグリーンベルトをしてほしいとか、そういうものに対応する予算となっております。

Q. 6番に関しては、すみません、もう一度詳しく言うと、伊東修善寺線から下りてくる、その道のことですね。新リサイクルセンターを建設するに当たり、その進入路のことということですね。すみません。

そうしましたら、16番の通学路なんですけれども、これ、市内全域というふうなことでしたが、令和5年度に関しては、例えば優先的にここから始めるとかということではなく、全域にわたってということでしょうか。

A. こちらは、通学路の点検というのを実施しております。そこで指摘されたもの、それとか以前から指摘を受けているもの、こちらのほうを、ラインとかそういうものを修繕していくものとなりますので、各学校の近くはいろんな場所をやっております。

Q. 分かりました。新中学校に向けてというよりは、例年やっている事業ということですね。ありがとうございます。

Q. 同じところですか。

先ほどちょっと休憩時間に話をさせていただいたんですけれども、20番の土地購入費で市道ハラチョウショカイ……全然読めないんですけれども、巻末資料にもあるんですけれども、修中のテニスコートのところだということだったんですけれども、まずこれを見て、修善寺の人も分からない。この巻末資料をせっかくだとつけてくれないか

か全然分からないもので、市道路線の名前って本当に聞き慣れないわけですから、ちょっとこれ意見になっちゃいますけれども、もうちょっと分かりやすいように補足というか、どの辺だよみたいのがあればいいなということをお願いしたいと思います。

ここの関係なんですけれども、ただやはりこれだけだと全然分からないもので、当然委員会で聞くべきことだと思うんですけれども、このテニスコートのところに新たに市道を道路改良するということのその理由を、すみません、改めてもう一度伺います。

A. この場所は、修善寺中学が使っているテニスコートの横となります。現在約2メートル弱で歩行者のみが通れる道がございますけれども、この中学校のテニスコート、利用しないということで借地を今後返還することになりました。それに併せまして、この道、歩行者しか通れないものですから、車両も通行できるように拡幅したいということで、地主さんと交渉したらおおむね了解をいただけましたので、一応車両の通行できる幅員を確保して道路整備をするということで、予算計上させていただいております。

Q. よろしくをお願いします。

同じく88ページの市道整備事業です。その事業内容のうち1つ、9番の長寿命化橋梁修繕工事、5つの橋梁、永代橋ほか4橋ということなんですけれども、具体的にほかの場所について教えてください。

A. 巻末資料の54ページを御覧ください。

橋梁は永代橋、狩野橋、上和田橋、湯端橋、もう1件については橋名がついておりませんので、その5橋となります。

Q. 分かりました。

この中に狩野橋があるわけなんですけれども、令和7年開校の新中学校のために狩野橋の修繕、これは定期的な修繕になるか分からないですけれども、こういった工事をされるんでしょうか。

A. 基本、長寿命化の修繕となりますので、現道のコンクリートとか悪いところがあればその補修、それと鋼材の部分はペンキの塗り直しとか、そういうことを修繕として実施いたします。

Q. 既存の修繕ということで、分かりました。拡幅とかそういうことはないということでは分かりました。それで、続けてなんですけれども、同じ市道整備事業の中で、17番の道路照明灯整備工事、道路照明LED化工事10基ということで300万円あります。これは計画的に市内の市道についてLED化を進めているのか、突発的に要望があって、こ



このところをLED化するための予算なのかどうか教えてください。

A. こちらは、市内にある道路照明、市が管理しているものですけれども、こちらを計画的にLED化していくものとなります。

Q. すみません、昨年の今年度の予算書もちょっと見ていないので分からないんですけども、既にLED化されているところもあると思うんですけども、市として、進捗率とかその辺の数字的な把握というのはしていますか。

A. 大体、今、市内に30か所ぐらいあります。年間10基ずつぐらいをやって、本年度も着手して、本年度が8基を実施しております。

Q. 市内30か所というのは、30路線という意味ですか。1基、2基って、これは照明の数なんですけれども、箇所というともた違うと思うんですけども、そこはどういう違いか、ちょっと説明してください。

A. すみません、箇所ではなくて30基となります。

Q. 市内30基だけですか。そうすると、令和4年度8基やって、令和5年度10基やるので、もうあと残り12基という、そういう計算でいいんですか。

A. 市内台帳として残っているのが30基ですから、委員おっしゃるとおり3年間でやる予定であります。ただ、現実的には、ちょっと台帳漏れとかも可能性があるもので、それらは今後調べながら、ちょっと増えていくことになるのかなと思っております。

Q. 分かりました。また整理して進めてください。

Q. お願いいたします。

先ほどの88ページ、市道整備事業の20番、小長谷委員が先ほど質問した同じところなんですけれども、この場所というのは、テニスコートの横ということなんですけど、こっつてテニスコート、県道の柏久保を通るところ、それから下の道路にかなり高低差がありますよね。テニスコート側と、そして道路を通すところはかなり高低差ってありませんか。違いますか。

A. すみません、場所の説明を再度させていただきたいと思います。

巻末資料の70ページをお願いいたします。

ちょっと表示が見にくくて申し訳ありませんけれども、この地図で赤く塗ってあるところの左下、これが修善寺中学校になります。県道はこの地図には出ておりませんが、この地図の下のほうになりますので、県道と接している場所ではなくて、駅前柏久保線の通りに接しているところとなります。修善寺中学でいいますと、体育館のほ

うと言ったらいいでしょうか。

Q. 分かりました。ちょっと勘違いしまして、中から下の県道まで下りる道かのように見てしまったんですけども、それですと結構急斜面だから、車がそこを通るのは大変かなと思いましたがけれども、すみません、ちょっと地図を見誤りました。

A. すみません、こちらこそ地図の作成方法が悪かったものですから、またこちらのほう改善して、見やすい資料を作るように努めますので、よろしく願いいたします。

Q. 分かりました。その市道ハラチョウ……何て読むんですか。

A. ハラチョウショカイドウ線です。

Q. ハラチョウショカイドウ線。

A. ハラチョウショカイドウ線です。そのまま。

Q. これって地元の方もこういう字名、小字って言うんでしょうかしら。字名って御存じでしょうか。普段呼んでいますでしょうか。もし呼んでいるならお分かりかもしれませんが、多分この名前を御存じの方って、いるかいなか、いらっしゃると思うんですけども、もっと分かりやすい名前っていうのは、こういう名前だから、このように載せるのはしようがないにしても、ちょっとどなたにでもって、分かる人だけ分かるのではなく、ある程度分かるような読み方というか、何か分かるような方法ってないでしょうか。今ここ随分、何て読むかということを考えましたがけれども。すみません、余計なことかもしれませんが、ちょっと感じましたので、発言してみました。

A. すみません、路線名のことについての話だったので、僕のほうからちょっと説明させていただきたいと思えますけれども、路線名は今、路線の起点と終点の字とか小字を使って名前をつけておりますので、今回のところが小字名が両方起点と終点でその字になっているものですから、すみません、ちょっと分かりづらいところもあるかと思えますけれども、つけ方のルールとしてそういう形を取っておりますので、今回そういう名前になっておりますので、その辺は御承知おき願いたいと思えます。

Q. すみません、ちょっとこの難しいような名前のところはせめてルビを振っていただくとか、読み方がちょっと分かるようにしていただきたいと思えますけれども、専門の方でないとかちょっと分からないと思えますので、申し訳ありません、よろしく願いいたします。

○委員長 では、今後は資料などその辺を分かりやすく作成をよろしく願いいたします。

Q. よろしくお願ひします。

附属資料の90ページの2の河川の維持費ですね。これ、地区要望からの関係ということで、今年は何件の河川工事の改良を行っているのかお聞きします。そしてまた、昨今、台風とか集中豪雨の大型化によって、すごく河川が堆積しているんですね。そうしますと、地区要望プラス工事をする基準というのは何でしょうか。お願ひします。

A. すみません、今年河川に対する実績というのは、今手元に持ち合わせておりませんので、後ほどお答えさせていただければと思います。

予算の執行の関係ですけれども、委員おっしゃるとおり、河川の場合、台風とかそういうことで緊急的に必要な案件というのが7月、8月、9月など多く出ます。それらはこの中で地区要望に限らず、緊急要望で出たりとか市が把握したもの、緊急性の高いものからとにかく河川はやっていくような状況になります。それがある程度一段落しますと、今の1、2、3月、渇水期、水の少ない時期に護岸工事とかそういうのをやるようになりますので、うちの判断としましては、特に河川は緊急性の高いものを判断してやっていくような状況でございます。

Q. 補足説明資料89ページ、3番、国・県道関連事業で、事業内容の3番、土地購入費、修善寺天城湯ヶ島線ですが、ここ、具体的な場所は教えてもらえますか。

A. こちらは、5年度事業を執行します佐野地区のところの購入費となります。

Q. 佐野地区は分かっているんですけれども。

A. すみません、主幹の鈴木です。今、修善寺山があると思うんですけれども、それをちょっと下ったところ、広場があるんですけれども、その手前の工事を5年度に拡幅の計画がございますので、その土地購入費という形で、県のほうへ計上させていただきたいということで予算にのせてあります。

Q. 分かりました。

その下の4番、負担金というのは、どういうふうに決まってくるのでしょうか。負担額。

A. まず、この負担金ですけれども、1番が工事に対する負担金、2番と3番は測量設計に対する負担金となります。負担割合は事業費の10%となります。

Q. 説明資料の88ページです。事業内容の5番、すみません、これ、横瀬大平線という

ふうに書いてありますし、その下に小立野、本立野と書いてあって、この本庁の前の道のことでよろしいでしょうか。これが歩道整備、測量設計というふうに、令和5年度にその歩道を整備するのに、前段階の測量をするというふうなことでしょうか。場所は具体的にどこになって、歩道整備することによってどのような効果というか、そういうことの事業になるのでしょうか。

A. こちらは、新中学校にも関連することになりまして、まず、1つ目にバスレーンですけれども、小川遠藤橋線のたもとに現在バス停があります。そこを安全に利用できるようにバスレーンをつけるというのが1点、それと現在その付近ですけれども、張り出し歩道になっているところが若干狭いところがありますので、そこを広くできればというところで、現在のバス停のある付近ですけれども、川側に張り出し歩道があるんですけれども、そこが若干狭くなっているところがありますので、その改良が1点、それと、横瀬から今、橋をつけて歩道が整備されております。そこが途中で切れておるんですけれども、そこから川側の遊歩道、川側沿いの道路、そこへつなげるように歩道整備しようというのが1点で、その主に3点の測量設計となります。

以上です。

Q. 後半に教えてくださった狩野川の遊歩道に取り付けるという、もう一度説明をお願いします。場所の詳しい説明というか。

A. すみません、3点目なんですけれども、横瀬から道路の拡幅をして、橋のほうを整備をされておると思います。歯医者さんの付近まで歩道ができております。その1軒横ぐらいに小さな川があるんですけれども、そこから狩野川の土手のほうまで抜いて、土手の道と歩道として通行できるように、それをつなげようという計画です。

Q. 分かりました。

Q. お願いします。

91ページの港湾整備事業のことでちょっとお聞きしたいと思います。

ちょっと確認の意味も大分あると思うんですけれども、県単事業なんですけれども、大藪海岸の改修工事、電気防食工事なんですけれども、結構長くやられて五、六年たっていると思うんですけれども、これ、いつ頃完成する予定が分かりますか。

A. すみません、県営事業となって、完成の見込みまではちょっと確認しておりませんので、また確認してお答えさせていただきたいと思います。

Q. 県単事業で県がやっている事業なんですけれども、市債で4,100万円組んでいるん

ですよね。前これ、県の補助金でやっていたような気がしたんですけども、ここへ来て急に市債になっているというのが、県単の事業に市債を使うんですか。ちょっとお聞きしたいんですけども、確認です。

A. すみません、こちらの負担金は、①のアマモ以外の②、③に対して市債、過疎債のほうを充てるということになります。

Q. アマモというのは県単事業なんですか。今まで市がやって、海岸というのは、飛砂防止は今までずっと市がやっていて、アマモを市がやっているのではなかったんです。県だった。

A. 土肥港は基本的に県管理の港湾となりますので、委員おっしゃるとおり、飛砂防止のフェンスについては市のほうでやっております。このアマモの除去については、例年から県のほうで海岸の事業としてやっていただいております。

Q. ちょっとごめんなさい、確認で。じゃ、県は、土肥の港湾は全部県単ですよね。じゃ、海岸はいつ市が受け持つ区域なんですか。飛砂防止については市でやっているということは、海岸は市がやって、どこでその線引きがあるんですか。県と市との線引きというのは。

A. 港湾、海岸に関しては、基本的に県が管理者となります。ただ、飛砂防止については、海岸の事業では本来ありませんので、後ろの背後集落を守るということで、市のほうが占用を取って設置をしているという状況のため、飛砂防止だけ市がやっているような状況です。

Q. 海岸整備については、これは市ですか。

A. 基本的に海岸整備は県となります。ただ、そのときの話によって、県がこれは市でやらなければ駄目じゃないかというのがあると、市のほうで対応する場合もございます。

Q. 結構です。

○委員長 ほかに質疑ございますでしょうか。

〔発言する人なし〕

○委員長 なければ、次に、上下水道所管に移りたいと思います。

次に上下水道課所管、予算書71ページから272ページ、附属説明資料8ページから95ページで、質疑はございませんか。よろしいでしょうか。

〔発言する人なし〕

○委員長 なければ、これで質疑を終了したいと思います。

(委員間討議) なし

**【総合政策部関係】**

議案第8号 令和5年度伊豆市一般会計予算	【所管項目】
----------------------	--------

(補足説明) なし

(質 疑)

○委員長 補足説明はありませんので、これより質疑を行います。

初めに、企画財政課所管、予算書55ページから364ページ、附属説明資料2ページから135ページで質疑はございませんか。

Q. よろしくお願いします。

説明資料のほうは13ページになります。5の総合計画・総合戦略推進事業2,360万7,000円、昨日、議案質疑でも、ちょっと立地適正化計画のところで触れましたが、事業の一番下の3の民間宅地開発等支援補助金1,500万円、令和4年度と同じ予算額を計上されています。令和5年度について、この補助金、こういった形で周知であるとか利用していただくような、そういうような動きを取ろうというふうに考えているのか伺いたしたいと思います。

A. 民間宅地開発等支援補助金につきましては、ただいまホームページ等でも周知しております。興味のある業者につきましては、お電話等で直接問い合わせが来る場合もございます。今年度につきましても、直接電話等で問い合わせは何件かあった実績はございます。

以上です。

Q. 申し訳ないです。差し支えなければ、問い合わせの内容ってどんな内容でしたか。

A. 問い合わせの内容といたしましては、この補助金の具体的な内容ですね。それと、具体的な地区についてはこの補助金を使えるのかとかという問い合わせはございました。

以上です。

Q. 積極的に使ってみようかなという、そんな意見はなかったですか。

A. 積極的に使ってみようかなという意見はございましたけれども、お話を聞くと、ちょっとそこは対象外かなとか、今の燃料費高騰等を勘案して、造成工事等この補助金を

使って工事費の見合いで利益が出るのかというところを確認してきた業者はございません。

以上です。

Q. もう一点、最後確認しますけれども、昨日、議案質疑でもやったんですけれども、都市計画課がやっている立地適正化計画、それとこの企画財政課でやっているこの事業、これは、政策的に相関関係が全くないということでもいいんですか。というのは、昨日もお話ししましたけれども、いわゆる居住環境区域を誘導して立地適正化計画をつくる地域については、いわゆる拠点の整備をするわけですね。その中に民間宅地開発も入るわけです。そうしたときに、この企画財政課のこの事業が1つは生きると思うんですけれども、これ、民間の宅地開発だけじゃないですよ、この補助金の対象は。いろいろ空き家の活用であったりとか、その辺も使えるような内容になっていたと思うんですけれども、そうじゃなかったかな。そういうところで、政策的に同じ方向を向いている事業なのか、いやそうじゃなくて、これは違う目的でやっているんだよと、どっちなんですか。それだけ教えてください。

A. 立地適正化計画につきましても、一番上位の計画であります総合計画にのっとり、その拠点を示しまして、その拠点到誘導するという計画になっております。この民間宅地開発につきましても、総合計画に示しております拠点性の高いところに住宅を誘導するという部分で、相関関係はあるというふうに考えております。

Q. 最後、どうしても私にはこの政策、この事業と都市計画課がやっている事業、その辺のいわゆる政策を打つタイミングの何かちょっとまずさがどうしても見えてくるんですよ。昨日もお話ししたんですけれども、業者からすれば、例えばここに宅地開発をしたいということで、こっちの企画財政課の補助金で相談を受けて宅地開発をしようとする。だけれども、片や、その拠点地域には立地適正化計画ということで、ある意味、都市計画の網がかけられるわけです。そういったときに、そんなむやみなことはないと思うんですけども、例えば居住誘導地域とは違うところに宅地開発が進んだ場合、まちづくりから見て、これはアンバランスになるんじゃないかなと僕は思っているんですけれども、そうすると、この企画財政課のこの事業は、立地適正化計画をにらみながら手を打つべきだったんじゃないかなと思うんですけれども、私の言っていることが分かれば、ちょっとお答えいただきたいんですけれども、お願いします。

A. 委員おっしゃるとおり、本来であれば、立地適正化計画があつて、それに基づいてこの補助金があるのが理想だと思います。しかし、我々のほうは、民間宅地開発の支援

補助金については、公共施設の跡地活用だったりということがありまして、それをまずは早急に進めていきたいということがありまして、順番は逆になってしまいましたが、補助金のこれを設置いたしまして、取組を進めているところでございます。

今後の進め方といたしましては、当然、立地適正化計画等と整合は取っていきますので、ばらばらな施策は取らないような形には十分注意いたします。繰り返しますが、私どものほうの施策を、まずは民間の宅地開発とかその辺をとにかく早急にやりたいというのがあったものですから、補助金のほうが先行してしまったという状況でございます。

以上です。

Q. 説明資料13ページ、5の総合計画・総合戦略推進事業の2の(2)の高齢者スマートフォン普及推進事業のことなんですけれども、これはお願いになって申し訳ないんですけれども、近所のおじいちゃまから強く言われているんですけれども、何度も同じことをやってほしい。年寄りだから、やったじゃなくて、やっぱりそのことを何度も繰り返してほしいということを書いてほしいと嘆願されましたので、ちょっとここで言わせていただきますが、ぜひ、一度で分かればいいですけれども、なかなか分からないので、こういう企画は何度も同じことをやってもらいたいと思いますので、お願いいたします。

答えはいいです。よろしく申し上げます。

Q. 先ほど鈴木委員が質問しましたけれども、13ページの5の3の民間宅地開発支援補助金制度があるんですけれども、これは、僕また一般質問しますから本当に簡潔に聞きますけれども、昨日の答弁で、部長が進捗状況はどうかと聞いたならば、進捗状況はゼロだと言っていましたよね。昨年度は途中から始まったことだから、今年に関しては、令和5年度4月から始まるんだけれども、1,500万円ですよ。1,500万円というのは、先ほどの問いかけの中で数件あったということなんだ。ならば、もしかすると、民間の開発の方が何らかの形で開発してくれればいいんですけれども、もしも計画があって実行する段階で予算オーバーしたら、追加するか、どうなんですか。

A. まず、1件分の1,500万円は、1件分を見ています。この1件については、すぐ申請があって、すぐ動くというようなものではないものですから、令和5年度については1件でまずは足りると思っています。今後、こういう民間宅地開発のお話があれば、市と



調整していきますので、それは恐らく令和6年度の事業になると思いますので、令和6年度の予算にその分には計上させていただいて、令和6年度は3,000万円とかというような形の対応になろうかと思います。

以上です。

Q. 現実的には、宅地業者の方がそろばんをはじきながら開発するんだから、なかなか市の皆様の希望とちょっとマッチがあると思うんですけども、だけれども、僕らとすると、やっぱり人口減少のことを考えたときに、若者世代が宅地をするということにいい政策だと思います。だけれども、先ほど電話等で何件かとあったんですけども、どの程度、内容ではなくて、何件あったんですか。

A. 問合わせにつきましては、大体3件ぐらいあったと記憶しております。

以上です。

Q. 3件もあったということは、その中の確率的には1件ぐらい可能性はあるんですか。感じでいいです。

A. そうですね。希望的観測になりますけれども、1件はあればいいかなというふうに思っております。

Q. 説明資料の4ページになります。広報事業ですけれども、こちらでいいですか。多分、昨年度だったと思うんですけども、伊豆市のホームページのリニューアルということで、ちょっと簡単でしたけれども、質問させていただきました。その後、令和5年度から新しくなったというふうに聞いています。そのことについて伺います。

これから移住・定住とかふるさと納税とか、いろいろ伊豆市に注目していただきたい、ちょうどそういう時期だと思うんですけども、リニューアルしたホームページの、予算をかけてしたホームページ、例えば日本語だけでなく、日本語もやっぱり平易な簡単な優しいような、だらだらと長くない、そういう優しい日本語とかそういうのも使われるといいなと思っていたんですけども、あとは外国語の翻訳機能、以前のを見ましたら、やっぱりちょっと外国語に翻訳されている、技術的に難しいところもあるのかなというふうな印象でした。今回は伺ったところは、グーグルの翻訳機能を使っているということで、私もちょっと試しにやってみましたら、以前のものよりは格段に分かりやすいかなという印象もありました。その評価というかリニューアルしたサイトについての評価というのはどのように、出来上がったところなんですけれども、しているのか、伺いたいと思います。

A. 市のホームページにつきましては、実は、昨日からリニューアルされております。見ていただいた議員もいらっしゃるかと思いますが、以前に比べて数段見やすくなった、検索しやすくなったという印象があると思います。今後は、使いやすいように、黒須委員の御意見のとおり、分かりやすい日本語を使って、分かりやすいホームページを目指していきたいというふうに考えております。

Q. 心がけたというふうにはもちろんそうだと思うんですけども、実際に出来上がって、それを出来上がり具合の評価というんですか、具体的な言葉で、ここがリニューアルするに値するぐらい本当にぜひここは見てほしいとか、ここに成果が現れているとか、ちょっと言葉で説明していただけますか。

A. 企画財政課の杉本です。よろしくお願いたします。

昨日、課長から申しあげましたとおり、ホームページのリニューアルを行いました。御覧いただくとわかりますとおり、以前のホームページは、過去導入しましたシステムをずっと使い続けていたというところで、その後、情報発信ツールが世の中の中でいろいろ変わってきました。なので、そういう時代に即した機能を提供できるというところで、新たなホームページシステムを導入したところです。

具体例を申し上げますと、例えばJアラートとの連携機能であるとか、Jアラートが発信されたときにページが切り替わって、緊急情報をお知らせする災害対応の機能であるとか、あと特筆すべきは、チャットボット機能というものがあまして、チャットボットというのがAIによるところではあるんですけども、例えば、これまでそのページに載っている情報をお問い合わせいただくときに、市役所にホームページの内容が分かりにくいというところも申し訳ないところもあるんですけども、市役所のほうに業務時間中に電話をおかけいただいて答えていた部分もあろうかと思いますが、そのチャットボット機能がAIで自動的に質問に対して答えると。AIですので、適切に正確な御回答ができるかというところもあるんですけども、それによってお問合わせが自宅におられても24時間対応いただけるというところで、市民の利便性向上は図られるのではないかなというふうに思っております。

またあと、黒須委員から一般質問にもあります優しい日本語の対応機能がございまして、メニューのところから、ちょっと名称は導入しました業者の機能の名称になっているんですけども、例えば、メニューから伝わるウェブ機能という機能がありまして、それをボタンを押していただくと、自動的に、これもAIによってなんですが、優しい日本語に変換されるとか、あと各漢字のところにもルビが自動で振られるとか、そういった機

能も持ち合わせております。あとは、施設マップ、これもグーグルマップを使ったところにもよりますが、各施設もグーグルマップに連動して、施設の位置情報等も発信できると。様々な機能が向上しております。

以上になります。

Q. ありがとうございます。

あとは、これで最後なんですけれども、ほかの市や町のウェブサイトを見ていても、やっぱり写真とか、そういう地元の様子がよく分かるようなものがすごく目を引くので、そちらのほう、機能的にはそういうのもあると思うんですけれども、写真とかそういうのも気を配っていただいているのでしょうか。すみません。

A. ホームページをリニューアルするに当たりましては、全体的なデザイン、そのあたりを各課の若手の職員中心になりますが、広報委員と呼ばれる職員がいますので、業者のほうのデザイナーとともにコンセプト等を議論いたしまして、それによって、今回のメインイメージといいますか、デザインが出来上がったという経緯がございます。

写真等につきましても、各課の入力によって各ページをやっていくものですから、それぞれのページごとに、そういった魅力が発信できるようなページ作成に取り組んでいきたいと思っております。

Q. もう一つ、チャットボットというのは、まだ詳しく知らないんですけれども、マイクロソフトがチャットGP何とかという、そのAIと話をするというので答えてくれるという機能があるんですけれども、それで最近、何かこちらの入れ方にもよるんですけれども、AIのほうから脅迫されるような怖い答えが返ってくるとか、そういうことも今発生しているらしくて、そうしますと、チャットボットに任せ切りになると、そんなことももしかしたら起こるかもしれないということもこれからあるのかななんて思いますので、その辺の管理というのは、どういうふうに見ていくのでしょうか。人がやっているのとまた違ってくるので、そこの辺の職員の関わりはどういうふうにするのか教えてください。

A. チャットボット機能と一般的に言われるものにも性質がいろいろございまして、今回我々のほうで導入しましたチャットボット機能につきましては、全てをAIにお任せ、運用上はAIになるんですけれども、事前に各課に想定されるような質問についての答えを出していただいて、それをデータベースのほうに登録してあります。御質問のキーワードを基にAIがお答えしますので、黒須委員おっしゃるようなことも可能性としては考えられますが、事前にある程度の回答はもう登録してございます。これから

運用を進めるに当たって、どんどんいろんな様々な質問等が経験上といたしますか蓄積されていきますので、それに伴って、データベースもA Iによる学習機能もさることながら、職員のほうでも適宜チェック運用をしていきたいと考えております。

Q. よろしくお願ひします。

説明資料は135ページ、基金費です。1番の基金積立金のうちの11番の地域振興基金積立金710万4,000円を積み立てる予定だということなんですけれども、これには載っていないので、すみません、令和5年度の取崩し額と、それを取り崩した後の基金残高を教えてください。

A. 地域振興基金のみでよろしいでしょうか。

取崩し額といたしましては1億5,300万円です。積立て額といたしましては、今、鈴木正人委員からお話ありましたように710万4,000円、こちらは利子の積立てになります。令和5年度末の基金残高の見込みといたしましては19億6,160万円です。

Q. 取崩し額が1億5,300万円、基金残高が19億6,160万円を見込んでいるということです。これは、何年か前に地域振興基金条例をつくって、合併特例債を借り入れながらつくった基金なんですけれども、スタートが24億円でしたっけ。ちょっと240億円と勘違いしちゃったので、24億円からスタートして、令和5年末で19億円ということで、当然これには合併特例債なんで、元金の償還であったりとか原資の償還であったりとかその辺もあつたりするんですけれども、取崩し額が1億5,300万円ということで、これは大体この基金を創設してから、毎年これぐらいの金額で取り崩して、地域振興に関わる事業、例えば地域づくり協議会の運営補助とか、そういった事業に充てていると思うんですけれども、これは例年並みの取崩し額というふうに見ていいですか。

A. 例年並みの取崩し額になっております。ちなみに、令和4年度現在の時点におきまして、取崩し額といたしましては、1億5,600万円を見ております。その使途といたしましては、鈴木正人委員の御指摘どおり、地域振興に関わるもの、地域づくり協議会への交付金だとかバス路線の維持補助金等々に活用しております。

以上です。

Q. 分かりました。そうすると、基金の運用の見通しなんですけれども、基金創設してから今何年たつのかな、24億円だったのが19億円ぐらいになるわけですね。何年かたって。そうすると、あと向こう同じようなペースでいくと、向こう何年ぐらいこの基金を財源として利用できるのかと、ちょっとその辺、最後確認だけしたいので、お願ひし

ます。

A. 単純計算でいくと、このペースでいくと、あと10年ぐらいでこの基金が枯渇するとか、ゼロになっていくものと考えております。

Q. ありがとうございます。

Q. お願いします。

附属説明資料の13ページ、先ほど間野委員から質疑がありましたけれども、高齢者スマートフォンの普及促進事業、継続事業ということだものですから、結果を踏まえて、今年度も実施計画が予算が組まれたと思うんですけれども、今年度の実施の状況をもう一回確認させてください。参加状況とか反応とか、それを踏まえた上で、今後の、業務委託だもので委託先、そして委託方法、それから相談会や講習会の計画、これをお願いします。

A. 今年度の高齢者スマートフォン普及促進事業につきましては、現在、113名が受講しております。今年度につきましては、初回の講習会として20回、4地区で5回、計20回ですね。2回目の初回の振り返りとして2回目の講習を20回、それと初回相談会として4回、2回目の相談会として4回を実施しました。

今年度、特に健康福祉部のほうでスマートフォンを所持している高齢者の方についての講習を行いましたので、企画財政課といたしましては、持っていない方にスマートフォンを貸与いたしまして、そこで講習をするというふうな講習を行いました。今年度の実績を踏まえまして、持っていない方に対する講習もそうなんですけれども、やはり今、高齢者の方、結構スマートフォンを持っていらっしゃる方が多いと。先ほど間野委員からも御要望がありました何回もやってほしい、持っている方に対して何回もやってほしいということがありましたので、令和5年度につきましては、アプリごとの講習、例えばLINEの講習をやりますだとか、メールの講習をやりますだとか、そういうアプリごとに絞った講習を行おうと考えております。

講座の回数としては、4講座を4地区2回、計16回ですね。それと相談会を2回4地区、12回、講座と相談会合わせまして96回程度の講習を行う予定でございます。

以上です。

Q. 先ほど間野委員からもありましたように、なかなか身につけるまでにとということで、参加者の継続具合とか、また評判とか、そんなものはどうなんですか。

A. 今回開催しております高齢者のスマートフォン教室を実施する際に、課長も私も出

席をさせていただいて、様子も見ながら、参加者の方の御意見を聞いたんですが、今回はスマホをお持ちでない方を対象にしておりますので、まずはお試しとして使ってもらって、購入を検討していただくという趣旨でやったんですが、やはり1回の講習ですと、分かりにくい、私にはハードルが高過ぎるということで、諦めるといいますか、もうスマホの導入を抑えてしまうような方も中には見受けられますが、本当にスマホの購入を悩まれていた方が無償で貸与することによって使ってみて、大変便利でありがたい事業をやってくれているというお声もたくさんいただいております。

ただ、3か月間の間にいろいろな事情で、例えば入院をすることになったので、もうお返ししますとか、先ほど申し上げたとおり、いろいろ2か月の間に使ってみただけけれども、やっぱり無理なのでもう受講はしませんという方も少なからずいらっしゃいましたし、期間中も2回目の講習のときにもいろいろどうでしたかということ聞いたところ、仏壇のほうに大切に保管しておりましたなんていう方もいらっしゃいました、なかなか利用促進のためにやった事業なんですけれども、逆にそれを使ってみて、私には無理だという感情を抱いてしまった方もいたことも事実です。

以上です。

Q. そうですか。

DXが進む中で、便利さを享受するだけでなく、デジタルデバイド、スマホが操作できないと社会的に不利益を被るような社会になりつつあるもので、これはぜひ力を入れて、できるだけ多くの方にマスターしていただきたいと思うんですけれども、今講習の方法というのは、委託先の事業者が専門に講習を行っているということだと思うんですけれども、前にもお話しさせてもらったことがあるんですけれども、ロコモ体操みたいに、地域の人がそれを習得した人が地域でサロンとかグループを作って、その中で身につけていくとか、継続的にやっていく中で身につけていくとか、そういう方法もあるんですけれども、そんなことまでは広げるお考えはないですか。

A. 理想としては、そこまで広げられれば、一番地域の皆さんでデジタルデバイドの解消というのをやっていただければいいんですが、先ほど主幹から話があったように、そこを覚えるのがなかなか難しいというところがございますので、今年度、伊豆市には旧土肥小学校を活用していただいているリングローさんがあります。リングローさんを活用してそのような講習等を行っていきましましたので、いずれはそういう形も取ってきたいなどは考えております。

Q. 永岡です。よろしくお願いします。

ページがちょっと分からないんですけども、これの歳入についてお聞きしたいんですけども、いいですか。

今度227億円の一般会計予算を組んでいまして、一般会計の収入の中の依存財源の中で、地方交付税が54億6,800万円、前年度よりも2億8,500万円増えているんですけども、今の市長になって、合併特例債を相当借りて目いっぱい使っていて、そろそろ返済の時期に入ってくる。そうすると、今まで借りた借入金の明細というのはちょっと僕ら分からないんですけども、今後いろんなものが返済が始まって、大きな金額になってくるんじゃないかと思う。そうすると、この地方交付税の中に占めている合併特例債返済分、これはどれぐらい含まれるのか、また、今後、この合併特例債に返済する比率がどんどん増えてくると思うんです。

今まで市長は合併特例債は、国から補助金ですから、全部国が面倒見るということを言っていた。だけれども、これ返済しなきゃならない。返済する分は地方交付税に乘せてくるということであるんですけども、返済額が多くなるということは、地方交付税が減ってくるんじゃないか、要するに依存財源が減ってくるんじゃないかって僕は危惧するんですけども、そこら辺、いかがお考えなんですか。お聞きしたいと思います。

A. すみません、地方交付税の中の合併特例債の内訳、合併特例債の借入残高が持ち合わせていないものですから、ちょっと分からないんですけども、合併特例債の借入残高の7割が交付税として措置されるということになっております。ですので、今後、令和6年度末までの合併特例債の借入期限までに合併特例債のほうの借入残高のほうは増えていく予定ですけども、その7割が地方交付税として返ってくるというふうな形でありますので、ほかの起債、地方債もそうなんですけれども、なるべく交付税措置が高いものについて借り入れていますので、令和5年度の地方交付税につきましては昨年度よりも多くなっているという部分、それと、国の地方財政計画に基づきまして、令和5年度の地方交付税を増やすという方針の下、令和5年度の地方交付税については増額というふうな形で算出しております。

以上です。

Q. 僕もちょっと難しいなと思ってはいるんですけども、今の54億円の地方交付税の中に、いろいろ過疎債で借りている物件の中で、どの債券が幾ら返済されているのかというのは分かりますか。

もう一つ聞きたいのは、今後、新中学の問題とか、いろいろごみ処理場の問題も借り

ていますよね。そうすると、民間企業では、銀行から借りれば、返済猶予期間というのがあって、3年間ぐらいあって、回るうちに返済しなければならないんですけども、こういう場合に、返済猶予期間というのはあるんですか。そうすると、例えば新中学の問題で、来年完成したときに、3年後から始まったときに、毎年幾らぐらい返済が始まるのかというのが相当大きな金額になってくる。僕が危惧しているのは、地方交付税の中に過疎債で占める返済額が相当多くなるんじゃないか、そうすると、伊豆市の中で使える金額が少なくなるんじゃないかと思うんですけども、そこら辺どのように考えているのか。

A. 地方交付税の算出の段階で、地方債の償還分につきましては、交付税の措置がされます。ですので、今後、新中学校ですとか松原公園の部分で、起債の借入額が多くなりますので、その償還も多くなります。それに従いまして、措置される交付税も増えてくるというふうな形になってこようかと思えます。

Q. 今の最後の言葉を聞きたかったんですけども、地方交付税がその分増えていくというんだということを確認が取れば、僕はそれでよかったです。増えていかないと、今のこの54億円のうちの返済部分が半分以上になるとかという、伊豆市で使える金額というのは20億円とかになっちゃうと、いかにも収入が多いみたいなんですけれども、それは財源が返済に回っちゃうと伊豆市で使えなくなっちゃう。要するに、伊豆市の依存財源が少なくなるということ、増えていけば僕はいいと思う。それを最後に聞きたかった。ありがとうございます。それで結構です。

Q. 要するに、財政標準需要額というのがないですか。それを基に交付税の金額が決まるので、それが減るということはないわけですよ。伊豆市として、これだけの規模の自治体はこれだけ地方交付税をあげますよというのが、それがベースであって、さっきの合併特例債とかの補助裏の部分はそれにプラスアルファで乗っかってくるので、そこが本来の部分が減るということはないですよ、当然。地方交付税の中に補助裏の合併特例債で借りた分の返済分が入ってくるんですけども、それは公債費のほうに支出に回って返済されるということではないですか。いいですか。

Q. 議員が説明するんじゃなくて、そこを僕は聞いていたんで、それを……

○委員長 委員の質問に答弁願います。

A. すみません、説明不足で申し訳ございません。青木議員の説明のとおりでございます。地方交付税の分が返済額で減るということではないです。



Q. 当初予算附属説明資料4ページ、下段の2、広報事業、事業の目的と概要、事業の内容と羅列をされています。お聞きをいたします。コミュニティFM補助金、コミュニティFMというのは具体的にどこを指すんですか。

A. それでは、この中の伊豆市情報発信支援業務委託のほうとしてお答えさせていただきます。

コミュニティFMということにつきましては、FMISを指しております。

以上です。

Q. FMISは一事業者ですよね。そこに対して、なぜ補助金を出す意味、意義、理由がありますか。

A. 補助金につきましては、地域づくり課所管になるんですけれども。

Q. では、後ほどあれしましょう。

○委員長 ほかに質疑はございませんでしょうか。

[発言する人なし]

○委員長 よろしければ、企画財政課所管のほうを終わりにしたいと思います。

ここでちょうど12時になりますので、午後から地域づくり課所管のほうに移りたいと思いますけれども、よろしいでしょうか。

[「はい」と言う人あり]

○委員長 では、ここで休憩といたします。

開始を1時ちょうどといたします。

午後も簡潔明瞭な質問、答弁でよろしくお願いいたします。

Q. 午後は地域づくり課所管からなんですけれども、その前に、先ほど建設課からの答弁で、河川工事の件数について不明でしたので、そちらについての答弁がございますので、よろしくお願いいたします。

では港湾工事、先ほど永岡委員の質問ですね。そちらについても答弁があるということですので、よろしくお願いいたします。

A. 先ほどの質問の中でお答えできなかったことについてお答えさせていただきます。

まず、河川工事ですけれども、本年度、まだ終了しておりませんが、見込みとして28件。出ている要望に対するものが4件、緊急の補修情報が12件、その他こちらのほうで

把握した補修が12件という予定になっております。

次に、港湾の工事の関係ですけれども、防食工事のほうは、県に確認しました結果、令和6年度で完了する見込みとのことです。その後の改修とかの予定も聞きましたが、そこはまだ特に計画はないという回答をいただきましたので、報告させていただきます。

以上です。

○委員長 午前に続きまして、総合政策部の地域づくり課所管、予算書61ページから114ページ、附属説明資料3ページから31ページで質疑をお願いいたします。

Q. 午前の部で少し先走ってしまいまして発言をしてしまいました。ようやく時間がまいましたので、御質問させていただきます。

説明資料4ページ、広報事業2、事業の内容で1、2、3。1、2については通常業務ということだと思いますが、3番のコミュニティFM設備更新事業補助金、考え方として、FMISということですので、FMISは一事業者たる位置づけというふうに理解をしています。そこに対して、税金から補助金を投入すると、これについての論拠、根拠、エビデンスを教えてください。お願いいたします。

A. よろしく申し上げます。

鈴木委員の御質問ですが、こちらの附属資料の説明資料のほう4ページにも記載がされているわけですけれども、皆様御存じのとおりFMISにつきましても、地域情報や防災情報など様々な情報発信を市民の方にさせていただいております。また、台風などの災害時は、やはり深夜でも残っていただいて、市民に災害時の情報を伝えていております。

今回の補助金ですが、内容につきまして120万円と限度額があるわけですけれども、令和3年度につきましても支出のほうもしておりませんし、令和4年度につきましては76万7,000円の申請が上がっておりまして、内容につきましても、土肥の中継所で雷が、誘導雷によって機器の故障などが起こっているといったものを防ぐために、耐雷トランスや高速避雷器の設置、あわせて、修善寺送信所でも同じようなことが考えられるといったことで、耐雷トランスの設置や高速避雷器の設置といったことや、やはり台風等で停電も考えられますので、無停電電源装置の修理といったもので、災害時の対応、安定した情報発信に特化した内容につきましても設備のほうの修繕費となっております。

ざいます。

一民間企業と言われればそのとおりではございますが、やはり災害時等市民に対して深夜まで災害情報を遅くまで発信していただくことを安定的にしていきたいということで、補助金のほうは出させていただいております。

また、今ラジオだけではなくR a d i m oということで、携帯のアプリやパソコン等でもラジオの情報が聞けるということで、災害時避難所等でもラジオや携帯のアプリということで災害情報も聞けるといった状況にもなっております。

以上でございます。

Q. 理解をいたしました。理解をいたしました、市民は本当にそういうことで理解ができるでしょうか。

つまり、議場ではありますけれども、ざっくばらんにお話を申し上げると、経緯の中でF M I Sとの関係性は伊豆行政の子会社に見えます。実情はそうなんだろうと思うんですね。その辺のことがあって、大変言葉は悪いんですが、ずぶずぶな関係になってはいないのかなという心配をします。

今、地域づくり課長がお話をいただいたように、公共的なことの中で、伊豆市とのタグを組んでやっていることなんでということだろうと思いますので理解はいたしますが、この辺については再度総合政策部としてF M I Sの観点の中では、関連性についてきちっと整合性を取った共有をする理解を持てるように、理論武装していただいたほうがよろしかろうと思っています。

ついでですのお話をしますと、概要の中で、言葉が少し多過ぎるんじゃないかなと思うのは、多様な情報発信媒体等を活用し、行政情報や市の魅力を市内外へ発信をすると、市内外へ発信をしたいのは分かりますけれども、F M I Sは市内外には発信できませんよね。主たるところは、F M I Sの問題がここに乘っかっているわけですので、この辺については言葉遣いの問題だろうと思いますが、市内外という言葉がこれに当たるかどうか、この辺についても再度御検討いただいたほうがよかろうというふうに感じました。

以上です。ありがとうございました。

A. 今R a d i m oというアプリで市外の方へもF M I Sが聞けるという情報になっております。私もR a d i m oでFMを、函館のほうのFMや長野のほうのFMを夜聞いております。やはりそういった意味でどうしてもR a d i m oという性質上外へ出てしまうといった状況でございます。

Q. よろしく申し上げます。

説明資料の13ページ、バス路線維持事業ですけれども、市内バス路線の最適化を行うための調査検証業務委託費1,169万1,000円出ているんですけれども、バスの路線の関係でどのような調査をどのような事業者に委託するのかということで説明を願います。

A. こちらにつきましては、発注のほうにつきましては、公募型簡易プロポーザルで発注のほうを予定しております。

参加資格要件としましては、国または地方公共団体が発注した同種業務ということで、路線バス等の再編を検討した業務ですとか、地域公共交通計画ですとか、地域公共交通網形成計画を元請として作成したという実績がある会社になります。

プロポのほうは、2月22日ぐらいから受付のほうを現在はしているような状況でございますが、契約につきましては年度が切り替わってというような状況を予定してございます。

業務内容につきましては、大きく4つございます。

まずは、新中学校の開校に向けたバス路線の再編でございます。ここが大きな理由になります。そのほか自主運行バスの運行基準の設定、そして、地域ごとの路線バスの運行状況を整理した上で、自主運行バスの見直し及び新たな地域公共交通の検討を行います。

それにつきましては、やはり市内路線バスの職員が乗降調査等を行っているわけですが、もっときめ細かく乗降調査のほうを行って決めていきたいというふうに考えてございます。

以上でございます。

Q. 内容については分かりました。

所管事務調査でも行いましたけれども、自主運行バスの課題が非常にあって、本路線がなくなってしまうので自主運行ということになると切りがないし、また空バスをずっと走らせるわけにもいかないということで、ぜひこういう研究をしていただいて、しっかりとした運行計画、あと新中学校の開校を見据えた中で、どうやって生徒の通学とその地域をうまくつなげるかということも研究していただきたいと思います。

以上です。

Q. ちょっと教えてください。

15ページですけれども、一番下、工事請負費、山のお試し住宅改修工事とありますけれども、これを詳しく説明してください。

A. こちらにつきましては、現在土肥地区にお試し住宅があるわけですが、やはり海だけではなく海と違った里山の魅力を発信するところにお試し住宅をというものもやはり移住の相談で出ておりますので、それに対応するために、中伊豆の八幡の町屋地区に、以前地域おこし協力隊がそちら住まわれたわけですが、そちらを使いまして、今回そのままでは少し汚れているような状況でございますので、改修工事等を実施した後、お試し住宅として、今度は土肥も今検討しているわけですが、ちょっと長期に、1か月単位程度で移住体験をしていただくお試し住宅のほうの用意をしたいというふうに考えております。

また、これにつきましては、こども園の体験入園とセットで実施のほうを予定しております。

以上でございます。

Q. ここで予算が537万3,000円になっているんですよね。そして、主要事業の中では659万3,000円となっていて、その中に537万3,000円というのは改修工事として、備品購入費だとかその他の諸経費は予算のこの15ページに入っていないんですよね。これどこに入っているのかちょっと分からないものですから、数字も違うしと思って質問させていただきました。

そして、主要事業の概要説明資料の中だと、山のお試し住宅というのは事業内容の中に入っているわけですね。それで、事業名だとこども園体験付お試し住宅ということになっているものですから、あちこち探さなきゃよく分からなかったんですよね。

予算がこっちの要するにこども園体験お試し住宅というのは総額で659万3,000円ですか。ほかの備品購入費だとかその他の諸経費についてはどこに入っているんですか、説明資料の中では。

これは同じ金額だったらもっと探すのに分かりやすいけれども。少し細かいことですが、一発で分かるような資料にしていただければよかったかなと思うんですけれども。

それと、もう一つが市所有住宅というんですけれども、これ市所有住宅とは何の住宅ですか、これは。市の賃貸住宅みたいなもんだというんですか、元は。

そこのところをこの事業をするときに、ここのこの市所有住宅というのはもともと何であったのか、そこのところをちゃんと説明していただかないと。

2点質問しましたけれども。

A. すみません、旧中伊豆町のときに建設されておりました、地域おこし協力隊というわけじゃないんですけれども、その当時の町の地域おこし的に雇った方がそこへ住まわれていたということを知っておりますが、その位置づけにつきましては、申し訳ございません、ちょっと中伊豆町のときの、そこまでちょっと把握してなくて、申し訳ございません。

また、先ほどのお試し住宅の改修工事は537万円ということですが、やはり備品購入費ですとか、電気代、ガス代、その後発生します上下水道料ですとか火災保険料、清掃手数料ですとか、その辺が土肥のお試し住宅と一緒にあって、予算上なっております、その辺のちょっと分けがなくて、その中を土肥のお試し住宅の分を抜いたお金を合計額として600万円ちょっとという形で記載してございまして、大変その辺が分かりづらくて申し訳ございませんでした。

Q. 実は、ちょっとほかのほうへ話が飛んじゃうんですけれども、旧4町と、それから要するに新しく合併して市になったところの事務の引継ぎというのがうまくいっていないんですよね。

建設部に前にあったんですけれども、昭和44年に時の区長と時の町長が、要するに覚書を交わしたのを全然市に引継ぎがなされていない。

だから、そういったことがこういったところに出てくるわけですよ。旧の町と新しく市になったときに引継ぎがうまくいっていないと。それがまだまだあるんじゃないかと思うんですね、こういうことで。

だから、今市の執行している方々が昔の覚書とかそういったものを御存じないと。ですから、公文書なんかの要するに必要なもの、これは永久保存だというのがしっかりと継承されていないということがあるわけですよ。ですから、聞いてもちょっと答えられないような形になっちゃうんですね。

するとこのままほっておくと、また代が変わればもっと分からなくなってしまう。そのところがありますから、ちょっと話は飛んじやいましたけれども、よくそこら辺のところをまた注意した中で、文書管理みたいなこともしっかりやっていただきたいし、このところももともとどういうものだったのかは調べれば分かると思うんですね。ですから、そのところちゃんと調べておいていただきたいなと思いますけれども、よろしくお願ひします。

A. 委員のおっしゃるとおりでございます。我々もちょっと資産経営課ですとか、旧中

伊豆町の書類を探して、しっかり保管しておきたいと思います。ありがとうございます。

Q. 次の世代へつなげるようにちゃんと調べておいて、それで文書管理をしっかりしていただきたいなと思いますけれども、よろしくをお願いします。

以上です。

A. すみません、資料のほうはしっかりまた確認をさせていただくんですが、中伊豆町時代に寄附を受けた建物だそうです。故人の遺志によって市に所有してもらいたいということで寄附を受けた建物だそうです。

空き家だったんですが、緑の協力隊ということで、地域おこし協力隊みたいな方だと思うんですが、その当時の緑の協力隊の方が住んでいて、地域おこし協力隊がその後住まわれて、現在、今改修をして使用するといったことで、寄附を受けた個人の方ですかその辺の資料は残っていると思いますので、その辺はしっかり保管しておきたいと思います。

Q. 寄附を受けているんですけども、それは土地、建物両方なんですか。土地もそうなんですか。

A. そうですね、そうだと思うんですが、確認を。

Q. 思うだけだね。分からないわけだね。

A. はい、すみません。

Q. 調べておいてください。

そういう場合に、土地は要するに旧所有者のものだったら、じゃ、固定資産税はどうなっているのか。そのままかかっているのか、建物を寄附受けたから減免してあるのかとか、そういったところもちゃんとしっかりと調べて残しておいてください。お願いします。

Q. よろしくをお願いします。

説明資料は18ページです。事業名1の交通安全推進事業1,174万9,000円について伺います。

その中の事業内容の6高齢者急発進等抑制装置設置補助金、10件分30万円ということで、大綱の質疑は昨日杉山誠委員が本会議でやりましたので、内容はよく分かりました。

これを周知するところの話があったと思うんですけども、例えばこれは分からないですけども、予定しているか確認したいんですが、市内の自動車販売業者であると

か、自動車整備業者であるとか、例えば販売業者の中にはカーディーラーも含めてもいかもしれないですけれども、自動車の安全装置の相談なんていうのは恐らくそういうタイミングなんかでも市民の方が訪れるんじゃないかなと思います。

県内でもあまりやっているところがないもんで、伊豆市はこれやっているんだよというPRにもつながると思うんですけれども、そうした動きというのは令和5年度どうですか、検討できませんか。

A. ありがとうございます。

広報、ホームページといったものだけではなく、自動車販売店ですとかそういったところに周知して、そのような話があった場合、対応をしていただけるような形にさせていただきたいと思います。ありがとうございます。

Q. 1点ちょっと質問させてください。

この18ページの下の段ですけれども、交通安全施設等の整備事業ですけれども、その中の事業の概要の中の交通安全施設の整備工事でカーブミラーとその下の防犯灯設置工事ですけれども、これは地区要望が上がって、これが出てきたんですか。それとも市のほうで危険と判断してやったのか、どちらなんですか。

A. こちらにつきましては、地域の要望を聞いて、カーブミラーにつきましては11基、そして防犯灯につきましては12基、前年度地区要望を受けて予算計上してございます。

またどうしても、予算計上していないものにつきましても、本当に安全上支障があるといったものにつきましては対応しているような状況でございます。

Q. これは各区5件の地区要望がありましたよね。その中から拾い出したということですか。

A. こちらにつきましては、5件の中から拾い出しております。

Q. よろしくをお願いします。

附属資料の16ページの9地域おこし協力隊ですけれども、これは主要事業の概要説明資料ナンバー41のところの一番下のところに定着率がございますよね。そうしますと、伊豆市の地域おこし協力隊の現状を見ますと、定着率があまりにも少ないんですよ。これは一体どういう原因とか考えられるんでしょうか。その辺をお願いします。

A. 地域おこし協力隊ですが、卒業した隊員につきましては13名ございます。定住した方は2名、そして起業された方は6名といった形で、13名中8名が定住もしくは起業の



ほうしていただいています。

本日の静岡新聞に、松崎町の地域おこし協力隊の起業、定住の割合が出ていたわけですが、そこにつきましても約半分ということで、我々につきましては13名中8名起業または定住ということで、著しくその定住率が低いというふうには考えてございません。

以上でございます。

Q. ちょっと分からない。

13名のうち8名が、これどこに資料載っていますか。

A. すみません、こちらにつきましては資料はございませんが、今までの隊員でございますが、ワサビやシイタケといった農業、林業についての地域おこし協力隊がほとんどでございます、その後、やはりワサビやシイタケといった産業で起業したり、定住したりといった方が他市町と比べて多くなっているといった状況でございます。

すみません、星谷委員、やはり地域おこし協力隊の主要事業の概要説明資料の41ページの下に、地域おこし協力隊委嘱状況ということで、こちらの表があるわけですが、やはりこの表がちょっと分かりづらいような状況でございますので、今後主要事業を説明資料として出す上で、もう少し分かりやすい資料としたいと思います。

任期が3年なもので、かぶってしまっているといった状況で、どの隊員がここで卒業をされて、起業されている、もしくは定住されているといった状況は分からないと。

すみません、定住ということであるんですけども、ちょっと任期が3年がかぶっているのが非常に分かりづらいといった状況になっているといったことで申し訳ございません。

Q. 説明資料は20ページになります。

2の情報化推進事業の事業の内容の1番の業務効率化の中の議事録作成システム利用料、これが66万円の予算になっています。令和4年、1年前の予算、今年なんですけれども、326万5,000円ということで同じ事業で計上されていまして、当時1年前の委員会の中のやり取りで確認したんですけれども、当初市独自のシステムで検討したんですけども、年度の途中で県との共同でシステムを検討していくということで、まだ導入はできていないというお話だったんですけども、令和5年度は66万円ということで予算は大分減額されているんですが、この事業に関してはどのようなこの予算内で運用しようというふうを考えているのか伺います。

ちょっと私が言い間違えました。令和4年度は189万2,000円で計上されています。

A. こちらにつきましては、県ですとか他市町と共同導入といった形で入札のほうをいたしまして、その結果安価になったといったことになります。

Q. 導入の経緯は分かりました。

そうしますと、これは令和5年度から、それか今年からもう、分からないですけども、運用はされているんですか。

A. 運用のほうは既にされております。

Q. 全庁的にこの運用が展開されているのでしょうか。具体的にどういった場面でこのシステムを利用しているのでしょうか。

A. 各課主要な会議が行われるときに、情報システム課のほうに借用依頼のほうを出して、そこから借りて会議のほうで使用していただいております。

Q. そうしますと、この事業の目的であるんですけども、業務の効率化、これには十分に寄与していると考えていますか。

A. やはり会議のときの言語の認識力というんでしょうか、そちらのほうが通常のものよりも優れておりますので、その後、議事録を起こすにはやはり認識力が高いもので、その後の手直しが少なくなるといった状況でございます。

(委員間討議) なし

### 【危機管理課関係】

議案第8号 令和5年度伊豆市一般会計予算	【所管科目】
----------------------	--------

(補説明) なし

(質 疑)

Q. 説明資料99ページ、防災対策事業の事業内容7番、地区防災計画作成支援業務委託(修善寺・天城湯ヶ島)100万円、それから10のわたしの避難計画作成業務委託料(土肥地区を除く3地区分)1万2,500部、23万1,000円、これ関連しているのでしょうか。どういった事業か、詳しく説明をお願いいたします。

A. お答えいたします。

まず、(7)の地区防災計画でございますが、各地区でどのように区民の皆さんに逃げていただくかを個々で検討していただくものでございます。その計画をつくって

ただくものです。

それで、10番のわたしの避難計画というのは、自分の住んでいるところの周りの危険な箇所等を認識していただいて、こういうときにはこう逃げるとか、そこら辺をもう県のほうでフォーマットができていますので、それを印刷させていただいて、個々でつくっていただくというものでございます。

以上です。

Q. これすばらしい取組だと思えますけれども、これがきつと次に、市長が施政方針演説で言った死者を出さないためには近くの避難所を整備していくんだと、それが一番命を守る。そして、市役所の職員の本来業務であることに徹して、地域のことは地域に任せて避難を実現できたらいいなというような、2年連続で言われている施政方針演説のことにつながっていくための資料づくり、そして、そこにきつと次の年には計画が、近くの公民館を耐震化し、避難に足るエネルギー供給だとかそういうことにつながっていく作業だということに理解してよろしいでしょうか。

A. 市長が施政方針演説で述べていますように、近くの避難所へ逃げていただくということで、今年度も6月、7月、8月と9月、自主防災会の皆さんに協力していただいて、自分のところ、自助、どうやって逃げていくか、そこを研究していただいて、それに向けて訓練をやらせていただいた、コロナ禍の中を、一緒に含めて。

ですので、委員おっしゃるように、これが基になってそういうふうに進んでいけば、市の職員が行かなくても地域の皆さんでこういうときはこうやっていこうと、まさしく自助、共助で避難所の運営が成り立っていくと考えております。

以上です。

Q. ぜひ避難所整備、地区の一番近くの避難所になる公民館の整備につながるようお願いいたします。

A. それぜひ進めていくんですけれども、ただ、イエローゾーンとかそういうゾーン区分けがあるので、そのところを1回見ていかなければならないというのは1つの壁というか、クリアしなきゃいけない部分かなというふうに思っていますが、とにかく何遍も言いますけれども、自助、共助、ここを進めていくというのが今後ここら辺の、ここ数年の課題かなと自分は思っています。

以上です。

Q. お願いします。

説明資料99ページ、同じページです。

事業内容の18番、一番下です。給水タンク車両購入負担金とあります。この給水タンク車両というのは、昨年断水とかがありました。そういう経緯からでしょうか。また、静岡市の災害のことなんかもありますので、ぜひ伊豆市でもということ、確認になるかもしれないですけども、購入の経緯とか、使い道といったら分かるんですけども、教えてください。

A. お答えいたします。

これ私のほうが負担金を出させていただいて、水道課のほうで購入しますので、特別会計のほうで、明日ですかね、水道課のほうから詳しい説明があると思いますけれども、委員おっしゃるとおり、静岡市のことで給水車が必要だと、当市にはないんですよ。

6月でしたか、5月でしたか、地蔵堂で断水があった。そのときにもあればという意見の中で、静岡の災害があったものですから今回整備を進めますが、何か水道課の話ですと、持っていないところがなかなか少ないらしくて、ぜひ整備をするということで負担金を当課のほうで持たせていただいて、災害に備えるというものです。

大体3,000リッターの大きさを導入する計画で、水道課のほうと協議をしております。予算の概要でも説明させていただきましたけれども、3分の1は県の補助金頂いて、購入する予定でございます。

以上です。

Q. ありがとうございます。

大きさで3,000リッターというのが、すみません、私具体的によく分からないんですけども、伊豆市にとっては、静岡市の災害にこちらから派遣されて、職員の方も実際の現状を知っている上で、伊豆市のほうではこの3,000リッターで足りるといえるか、賅えるというふうな判断でこの量でしょうか。

A. 数量的にはもう足りないのはあれですけども、避難所単位でいけば10か所は3,000リッターでこなせる量です。

防災品の中に、背負っていくビニールのタンクがあるんですけども、それが大体6リッターなので、そうすると結構な、500人分というか500袋分とかになるので、ある程度それでクリアできると思いますけれども、市内全体はとても賅うことは厳しいと思います。

以上です。

Q. すみません、今と同じページで、99ページ。

99ページで、今同じページなんですけれども、防災対策事業の5番、被災者生活再建支援システム使用料ですけれども、新規と聞いたんですけれども、以前にも被災者支援システムというのは導入しているというお話を伺ったような気がしたんですけれども、これについて概要を説明していただけますか。

A. すみません、新規でございます。

説明のところは主幹の池田にさせますので、すみません。

A. よろしくお願いいいたします。

この被災者支援システムというものはまだ導入されていなくて、今回令和5年度に一応導入するというような形になっていきます。

このシステムはウェブ上にあるクラウド型のシステムになりまして、使用料をお支払いして使うというような形になります。全国シェアも大変高いシステムになりまして、例えば被災した、まず建物が被災された場合にその家屋調査に伺うという場合も、皆さんお持ちの携帯電話とかタブレットを持って現場に行き、そのデータとかを瞬時にデータ化するような形ができるというようになります。

そうしますと、例えば知識のない、僕がまだ税務課にいなかったりとかそういった場合でも、フローチャート式の入力形式になっておりまして、そういった方とか、例えば応援職員、ほかの市町から来られた方の職員もそういった形の入力ができるようにして、情報処理が飛躍的に効率化することができるような形になります。それで、それによりまして罹災証明とか、あと被災者の台帳の管理も同時にできるような形になります。

例えば機能の更新とかそういったものがあっても、そういったことでそもそもシステムを購入するものではありませんので、そういった更新も容易にできるようなこととなります。

あと、社会福祉課のほうで今進めております要支援者の名簿、個別の避難計画の作成につきましても、その機能も含まれたシステムになりますので、そういった計画の作成につきましても順次進めることができるようなシステムになっております。

以上になります。

A. すみません、補足させていただきます。

基本的には被災者台帳もシステムでつくってしまっておけば、もう生活再建に向けて早く行ける、これのまず第一歩だということで、今回要求をさせていただいております。

以上です。

Q. 予算が239万6,000円ということで、システムの使用料、年間ということだと思うんですけども、以前のこのシステムというのはパソコン上のソフトだったのかな、阪神・淡路大震災の後で罹災証明書の発行、今でもそうなんですけれども、罹災証明書の発行がすごく遅れて、行列ができたりして、被災者の生活再建の支援金の受け取りが滞って、なかなか被災した人が大変な思いをしているという状況がずっと続いていたんですけども、そのための再建システムというのがソフト化されて、東日本大震災の後すごく普及したと聞いていたんですけども、伊豆市は全くそれはやっていなかったということですよ。

手作業で罹災証明書とか被災者台帳をつくるつもりでいたと思うんですけども、今回これを導入するということによって、事前に要支援者の台帳であるとか、そういったものも準備しておいて、いざ災害というときにはすぐに先ほど説明ありました被災状況とかを把握して、すぐに対応できるようにするための今回の予算づけということですか。

A. おっしゃるとおり、もうあらかじめ住民基本台帳等からデータを持ってこられるようにしておきます。

委員おっしゃるように、前までは税務課の職員が現地に行って、見てチェックしてつくっていくというのがずっと流れが来ていたと思います。今回これ、さっき主幹のイケダが説明したとおり、写真で撮って、それをどんどんシステムに入力すれば、罹災証明の発行も早くなるという利点もございます。

その辺でやるのと、このシステム自体が池田も言いましたけれども、全国で各都道府県市町で採用していますので、そこら辺の慣れと言いますか、汎用も広いということで、この導入を決めました。

以上です。

Q. あと、システム導入している自治体が多いということで、広範囲に災害が起こったときに、国の大規模災害が起きたときのあるじゃないですか。そういったものも把握しやすくなるということもあるんですか。

A. そこまではちょっと把握はしていないんですけども、多分大災害になった場合は、他市町からの職員とか来ると、手伝っていただかなければ市民の皆さんの生活再建進まないと思うんですよ。

このシステムの汎用が、先ほど言いましたけれども、汎用が広いので、導入している

市町から来ていただければ、一刻も早い再建に向けて動けるといふことがありまふので、ぜひこれを入れて万全な体制で整えていきたいといふこととございます。

以上です。

Q. 1つ自分からも聞いていいでしようか。

先ほど黒須委員が質疑したところ、附属説明資料99ページの一番下の給水タンク車両の購入負担金なんですけれども、こちら給水タンク車を購入するとして、給水装置といふものは設備としてどこか含まれていたんでしようか。普通に水道の蛇口から入れるんでしようか。

A. これ明日詳しくは水道課に聞いていただければあれなんですけれども、ちょっと水道課長に伺ったら、今浄水場には大体ポンプがあつて、それにもう入れるようになつていふそうです。

逆に高架水槽とかに今度入れるときには、もうポンプがついていふので、そこから高架水槽へ給水ができるといふ形になつていふものでございます。

以上です。

A. 何か今までは給水タンクには水道でちょぼちょぼ入れるといふような話を聞いていたので、じゃ、次は設備が。そちらのほうでね。上下水道課のほうで。

A. 上下水道課のほうから、もう直接給水できるシステムになつていふそうです。

以上です。

Q. ありがとうございます。

Q. お願いします。

100ページお願いします。

その他の事務事業のところと、これ関連になるかと思ふんですけれども、防災ヘリコプター運行連絡協議会負担金、これはいいんですけれども、133万2,000円はいいんですけれども、今の伊豆市の中にヘリポートと言われている、認可されているヘリポートは何か所ぐらいあるんですか、お聞きしたいんですけれども。

A. すみません、恥ずかしながら、すみませんちょっと頭の中に入つていない。5か6だと思ふんですよ。すみません、今ちょっと持つてきていないので、地域防災計画の資料課に問合せますので、すみません、申し訳ないです。

Q. その5か6と言いましたけれども、その5か6といふのは緊急防災ですから届出が

必要だと思うんですけども、それ全部ヘリポートとして届けてあるということで解釈してよろしいですか。

A. そのとおりでございます。届出をいただいているというか、もう地域防災計画に載っているの、それはもう届出をしてあるところでございます。

Q. 以前、一般質問でちょっとこの件について取り上げたことがあるんですけども、市長の答弁の中に、伊豆市はヘリポート要らないと。防災器具は片足でもつけばもうそこでヘリポートはできるんだという話を聞いたことあるんですよ。要するにつり下げると、荷物を。防災の荷物を。

ですからヘリポートは要らないという答弁を聞いたことがあるんですよ。あそここのヘリポートがあるということは、人を助ける、要するに順天堂ですか、そこから来るヘリポートが主だと思うんです、今の段階では。

小下田のヘリポートが今できているんですけども、あれは登録されているんですか。されている。ということは、200メートル、300メートルからあのヘリポートは見えるんですか。僕は見えないと思うんですよ。このまちの中の草ぼうぼうの原っぱみたいなところで。そうすると、あそこに丸Hのマークでもしておけばいいんじゃないかと思うんです。そこはある程度提案みたいな形になっちゃうんですけども。

A. すみません、委員見られたときにはちょっと草ぼうぼうだったかもしれないですけども、草は刈ってあって、ヘリポートのHの字は、ちょっとそれはないんですけども、実際には何か立って誘導等するようになると思うんですけども、その辺の細かいところもしていかなければならないと思っていますので、現時点では着陸ができるようには管理してございます。

ただ、Hという字、ヘリコプターのHの形にはなっていないと、たしか思いますので、その辺またやっていきますので。

以上でございます。

Q. たまたま小下田のほうで事故が2つあって、ヘリポートの近くの事故があったわけですよ。それが全部八木沢の南小学校のほうへ持ってきて、わざわざヘリポートを八木沢のほうまで持ってくる。何のために小下田をつくったのかというのは、小下田の人たちの意見なんですけれども、そこら辺が何か矛盾しているような気がして、小下田の人たちがせっかくヘリポートを造ったのに使用されていないというのがあるんですけども、そこら辺。

A. すみません、ちょっと説明が漏れて申し訳ないんですけども、土肥支所のほうにリン



グライトと言いまして、誘導する形のものがあるんですけども、推測ですけども、南小に行ったということは、命に関わることなので、先に下りられる場所が幾ら小下田であってもそちらのほうが近いということで、誘導も兼ねて広い場所ということで南小を使ったということだと思っています。

以上です。

Q. 結構です。ありがとうございました。

A すみません、勉強不足で大変。ヘリポートは20か所でございます。すみません、6か所ばかりじゃなくて、すみません、失礼します。訂正させていただきます。失礼します。

○委員長 20か所だそうです。

Q. 20か所あるの。そうだね。土肥だけで4か所あるわけだから。

(委員間討議) なし

#### 【産業部関係】

議案第8号 令和5年度伊豆市一般会計予算について	【所管項目】
--------------------------	--------

(補足説明) なし

(質 疑)

Q. よろしくお願ひします。

説明資料72ページ、食肉加工センター管理業務委託の関係なんですけれども、豚熱でイノシシの搬入が今現在NGになっているということなんですけれども、受入れをやめた時期から、今後の見通し、あと売上げの影響について伺いたいと思います。

A. 豚熱なんですけれども、令和4年の2月7日、伊豆の国のほうで陽性が出まして、半径10キロ以内の範囲ということで、伊豆市もその区域の中に含まれまして、それから搬入のほうを停止しております。それから、県の検査、捕れたイノシシとかを県の検査をしているんですけども、それによって大体約526頭程度の県の検査をしているということです。

市内で初めて出たのが6月10日ということになってはいますが、それから454頭ということなものですから、約454頭なんですけれども、それが全てイノシシ問屋の搬入というような形にはなっていないので、金額の方なんですけれども、すみませんけれども、少々お待ちください。

今現在のどの程度問屋の搬入というか、食肉加工センターの搬入の金額に影響があ

ったかということについては、まだ集計のほうが進んでおりませんので、今のところは言えないんですけども、大体先ほど言ったとおりの頭数が陽性反応があったというようなところで、今のところそういうような現状です。

Q. ありがとうございます。

そうすると、令和5年については、それだけの陽性が出ているということは、当然そんなすぐには搬入を受け入れることができないというそういう判断ですよ。

A. イノシシの搬入につきましては、どうしても今の搬入レーンが2つ、あと冷蔵庫の方も2つというような形で、1頭陽性反応が出ると、冷蔵庫等の中の物については全て処分しなくちゃいけないというような中で、なかなか1頭1頭、約イノシシ搬入されてから3日間程度の冷蔵庫で貯蔵するんですけども、その間その1頭だけにその冷蔵庫を使うというようなことはちょっと効率的によくはないものですから、岐阜とかの先進地の状況を見に行ったときにも、小規模の形の食肉加工、岐阜のほうは小規模の食肉加工センターが多かったんですけども、そのようなところでもやっぱり1頭1頭のその3日間とか、そういうような完全に他の個体と分けたような搬入のやり方というので、やっぱり効率が悪いと判断して、伊豆市のほうは今のところ止めているというような形になります。

Q. よろしく申し上げます。

説明資料は64ページ、事業名2の農業委員会事務事業1,152万1,000円のうちの事業内容の(5)農業委員会サポートシステム作業等業委託料77万円について伺います。

主要事業説明資料にもありますけれども、タブレットを利用して事業の効率化を図るという、そういう内容なんですけれども、説明資料の概要のところも読みますと、農地の利用状況調査を行う際にタブレットを使用し、そのためのシステム改修を行うと。タブレット使用によって、事務局と内容の共有が即時にでき、調査内容の取りまとめなどが不要となるというふうにあるんですけども、調査内容の取りまとめが不要となるということなんですけれども、ここの業務というのは、今現状こういうことで、これが導入されるとどういうふうになると、具体的に何かちょっと、もうちょっと具体的に伺いたいですけれども。

A. 今、農地利用状況調査につきましては、農業委員会、あと農地利用最適化推進委員が、8月から9月の間に紙媒体で現地の調査のほうをしていただいております。その調査していただいた内容の紙媒体について、こちらのほうで集計を行って、それをデータ

として保存しているというような形になります。

今回のタブレットの導入で、タブレットの中にある地図データで、農業委員会の事務支援システムのほうに連結してしまっていて、そのデータが取りまとめ等、そのソフトの中でできるようになるというような形で事務軽減が図れるというような形になります。

Q. 分かりました。

初め、私は事務局の職員さんのほうの負担軽減かなと思ったら、今話聞いてると、農業委員さんとか農地利用最適化推進委員さんのほうもメリットがあるんだなというのは分かったんで、そういう意味ですか。タブレット持つのは農業委員さんとか農地最適化推進委員の方々ですよ。その方々がそのタブレットで、今まで紙媒体で、いわゆる現地のチェックリストか分からないですけども、それを書いて事務局に出していたんですけども、端末上でそれができるようになるから、紙媒体で記入する必要もなくなる。事務局に郵送なのか分からないんですけども、届けに来る必要もないという、その辺が省かれるということですか。そういうふうにならなると認識したんですけども、いかがですか。

A. 委員おっしゃられるとおり、今までの紙媒体のシステムから、どうしても、タブレット使用というということで、タブレットの操作ですとか、そういうような部分は、これから農業委員とか最適化推進のほうにも、講習とかそういうものも中で、なるべく操作のほうに慣れていただくような形になれば、よりその利用状況調査の際の調査の負担軽減と、委員の方の負担軽減にもなりますし、その集計というような部分では、農業委員会の事務負担の軽減にもなると思います。

Q. 分かりました。

そうすると、ちょっと細かいことなんですけれども、農業委員さん14人、農地利用最適化推進さん14名、単純に計算すれば28名なんですけれども、端末が28台要るんですけども、これは令和5年度については、サポートシステム作業等業務委託料ということなんですけれども、業務委託して、そのシステムをつくるのかじゃなくて、この端末を使ったサポートシステムを運用するために業務委託するのか分からないんですけども、端末の購入費とかその辺というのは、令和5年度は計上されないんですか。

A. 端末の購入につきましては、令和4年の国の事業で、市のほうに配付されるというような形で、農地利用最適化推進委員の14名分、そちらの分については費用がかからないような形で契約して導入されております。14台ということで、農地利用最適化推進委員分というような形になるんですけども、利用状況調査自体が、ずっと1人の最適化

推進委員だけでなく、農業委員の方も利用状況調査やります。期間を分けるような形で、1台の端末を共有して使ってもらうような形を今考えております。

以上です。

Q. すいません、それではもう1件お聞きします。

付属説明資料73ページの森林環境譲与税の中の事業内容の(5)協議会の開催ということで、2月に森林経営管理推進協議会を立ち上げたわけですがけれども、具体的にはどういうような内容のものを協議していくのか伺います。

A. 令和元年から森林環境譲与税のほうが市のほうに交付されていまして、今まではその用途について、森林に関することというような形で、市の事業の中でそういうような使用とか利用とかそういうようなところを検討していたんですけれども、今後なんですけれども、もちろん森林経営管理制度というものが大元にあるんですけれども、それ以外で貴重な財源なものですから、そちらのほう広く一般の市民ですとか、あと業界関係者、そういうような方の意見を聞きながら活用できる事業がないかというような形で、意見のほうを聞きたいということで、今回の協議会のほう、ちょっとこの時期になってしまったんですけれども、設立して、令和6年度以降の事業執行の中で意見聞いた中の事業とかを検討していきたいというように考えております。

Q. 資料によると、報償費、旅費で31万8,000円というふうになってるんですけれども、何名ぐらいの方が協議会に入って、どのような方がいらっしゃるのかということだけ確認させてください。

A. 費用につきましては伊豆市の報償の金額というような形になります。委員1名6,000円というような形になります。

回数なんですけれども、年度当初の5月と、あと、予算編成の時期8月から9月、その内容の結果というような形で11月と、あと、今年度のこういうような形で事業を実施しましたと、来年にはこういうような形で事業を実施していきますというような形の、2月ぐらいにその最終的なもので、年3回から4回というような形で考えております。

委員につきましては、田方森林組合、あと、市内の林業事業者の代表、あと、市内の製材業者の代表、あと、市内の建築業者の方、あと、行政の学識経験者、市民消費者代表として5名の方、計10名で構成しております。

以上です。

Q. 同じところの8番のナラ枯れ被害対策事業500万円なんですけれども、以前質問したときに、約3年でナラ枯れは落ち着いてくるということで説明を受けたんですが、今現在市内全域でどうでしょうか。ナラ枯れの状況はどうでしょうか。

A. こちらの補助金につきましては、令和5年度までの時限3年間というような形で、県内で猛威を振るっていたナラ枯れの対策というようなもので、枯損木の処理と、あと、伊豆市の主要産業であるシイタケの日陰の木、そちらの木の保護というような形で、薬液注入に関して20万円を上限に補助しているんですけれども、今年度につきましては、200万円の予算を組んでたんですけれども、年度の途中で上限に達してしまいました。

件数なんですけれども、令和3年で19件、令和4年で15件というような形になっています。令和5年、15件で200万円と。来年度を最終年度ということで、予算のほう増額しまして、年度途中で予算が切れなような形の補助を考えまして500万円増額させていただきました。

やはり県のほうの話も、ナラ枯れの被害というのは通過される部分はあるということで、治まってはいるんですけれども、やはり枯れた木の処理とかそういうような部分は継続していく。継続というか来年までなんですけれども、取りあえず継続し、また状況を見て、まだそういうような状況が多いようでしたら、また再検討しなくてはならない部分だと思っております。

Q. やはり以前に聞いたのは、市内全域だとあまりにも広すぎるから、主要幹線道路沿いだけとか、そこを中心に対策をしていくというふうに説明を受けたんですが、令和5年度もそのような形になりますか。

A. この補助金につきましては、主要道路沿いというだけではなくて、やっぱり住宅の近くですとか、枯損で倒れたことによる危険がある箇所ということで、その主要道路沿いだけという形で限定はしておりません。

Q. 続けて違うところですがいいでしょうか。

71ページ、森林整備事業なんですけど、市有林を令和5年度から経営管理協定を締結する、田方森林組合として実施主体として実施するとありますけれども、他の林業の業者さんとの関連はどうなんでしょうか。

A. この来年度から田方森林組合に協定を結んで市有林の施業していただく部分については、利用間伐に限っているところになります。

今までの毎年市有林の施業というような形で、利用間伐と保育間伐というような形で入札をしているんですけれども、利用間伐については、田方森林組合のほうがずっと

落札しているような状況です。

ほかの林業事業体の方も市有林以外の私有林のほうで、各々の森林計画というよう  
な形で、私有林のほうの施業のほうはさせていただいておるものですから、今回の市有林  
のほうにつきましては、田方森林組合の組合員でもありますので、そちらのほうで協定  
を結ぶというような形で考えております。

Q. よろしくお願ひします。

66ページ、一番上の事業名農業振興対策事業2,693万7,000円について聞きます。

事業の内容の3つ聞きます。

(6)の農業次世代人材資金交付金5名分750万円。ちなみに令和4年度は3名分の  
450万円でした。2人増です。この2人の方はどういった農業に携わっている方なのか  
教えてください。

それと7番目。新規作物導入支援事業補助金50万円ありますけれども、これ新規事業  
じゃないのかなと思うんですけれども、内容を教えてください。

それと、(10)人・農地プラン策定業務委託1,000万、これも新規に乗っかってきて  
いると思うんですけれども、この事業の目的と業務委託する内容を教えてください。

A. (6)農業次世代の人材資金の交付金なんですけれども、新規の2名というよう  
な形になるのは、ワサビ生産者になります。

次、7番の新規作物の導入支援事業なんですけれどもこちらにつきましては、前から  
補助制度というものはあって、そちらを活用していただいている方でして、令和  
元年までは、それを活用して新たな作物とかそういうようなものを導入するというよ  
うな補助のほうをしております、今回、ブルーベリーとかラズベリーとか、そういう  
ようなものの新技術の栽培というように形で、薬液のバッグカルチャー栽培というよ  
うな形で伺っております。そちらの1件というように形になります。

(10)の人・農地プランの策定業務委託なんですけれども、農業経営基盤法、そち  
らのほうが今年度改正されまして、令和6年度末までに、地域計画というように形で策  
定しなくてはならないということが義務づけられました。まずそちらのほうの各農家  
の方の意向調査と、今後将来的に農地をどういうような形で管理していきますかとい  
うような形の意向調査のほう、市内で約1万筆、規模が約900ヘクタール、大体3,000名  
ぐらいの方にその意向調査をして、その意向調査を今後の地域計画の話を進めてく中  
の基礎資料というように形で取りまとめるような形を検討しております。

Q. お願いします。

付属資料の82ページの7番の修善寺自然公園、2番の事業内容、2の1の委託料の中の指定管理料です。自然公園、2,000万円と出ていますけれども、今までは指定管理料にならなかった。によって補填をしましたけれども、新規で指定管理料になったということはどういうことでしょうか。お願いします。

A. よろしく願いいたします。

こちらの指定管理料は、以前コロナの影響でお客様が大分減ったときの補填という形で支出させていただいたんですけれども、令和4年から6年の3年間で、債務負担を取らせていただきました。その分の2,000万という形で、こちらコロナの影響がなければ支出はありませんけれども、債務負担を取らせていただきましたので2,000万円というのを計上させていただいているんですけれども、今の現状ですと、この令和5年度もコロナで影響はないのではないのかなという考えは持っております。

以上です。

Q. 債務負担行為までちょっと分からなくて申し訳なかった。と同時に、じゃ、伺いますけれども、お客さんはたくさんいらっしゃる、また経営状態がよくなるということで、そうすれば2,000万円というのは、計上不可ということもあり得るということでしょうか。

A. まず2,000万のほうは、債務負担を取らせていただきましたので計上させていただいているんですけれども、コロナの影響がなければ当然支出はございません。ただ、今後またコロナの感染症が広がりまして、人流の制限とか、前の緊急事態宣言等が出れば、その影響を考えて、支出があるかとは思いますが、このままコロナの影響がなければ、令和5年度も支出がなければと考えております。

以上です。

Q. 分かりました。

その次に、松くい虫の防除委託料ですけれども、松くい虫のこの説明をお願いします。

A. 松くい虫のほうは、以前から被害のほうが大分ひどくなっておりまして、令和3年度、今まで300本ほど松の木が虹の郷のほうにあったんですけれども、そちらは令和3年度で200本ほど枯れてしまったので、危険木で切らせていただきました。

今年度令和4年度も50本ほど伐採のほうはさせていただいているんですけれども、何とか松のほうは守っていきたくて考えまして、本当に残り50本ほどになってしまっ

たと思うんですけれども、そちら何とか保存していきたいと思ひまして、薬剂散布の委託料という形で計上をさせていただいております。

以上です。

Q. ありがとうございます。

3,000本あったけれども、残りは50本ということで、いかに管理が悪かったかということが分かりますよね、これで。それで、僕たまに虹の郷行くんだけれども、松はすぐよかったんだけれども、まあ丸裸ですよ。ということは、今年は薬剂の散布というのは、年に2回でしたか、今年も次年度も5年度も、2回、何回ですか。

A. 年4回散布させていただいております。

Q. 年4回でしたか。過去2回だと思ったけれども、僕違うんですか。

A. 以前は2回だったんですけれども、樹木医さんと相談したところ、温暖化の影響で、秋以降も活動のほうが発達になっているという形で、4回という形にさせていただきました。

以上です。

Q. よろしくお願ひします。

説明資料は81ページ、事業名4の萬城の滝キャンプ場管理事業1億1,085万6,000円についてお伺ひします。

昨日の本会議の議案審議でもありましたけれども、この工事請負費、駐車場整備工事であるとか、展望デッキ設置工事であるとかあるんですけれども、その財源を県の観光施設整備補助金を活用するというので、この説明資料には、県支出金で4,700万円とあるんですけれども、これがそれにあたると思うんですが、そこで伺ひたいんですが、今年令和4年度から、指定管理制度を導入して、Recampさんが指定管理者としてやっているんですけれども、まず初めに聞きたいんですけれども、もう一度確認の意味で、Recampさんの指定管理期間というのは何年でしたか。

A. 指定管理期間は令和4年から6年の3年間となります。

以上です。

Q. そうすると、今年含めて3年間なんですけれども、この指定管理制度を導入するに当たって、いろいろと経緯があつて、初めはRecampさん含め民間さんに民間譲渡ということで考えていたんですけれども、そこで縛りがあつたのが、旧中伊豆町時代に、国県補助金を活用したので、その償還期間がまだ残っているんで、民間譲渡できないと。



いわゆる公有財産のままになってしまうという問題があったんですけれども、今回、工事請負費の財源を県の補助金入れるわけなんです、この観光施設整備補助金というのは、そういう補助金の償還の縛りというのはないんでしょうか。

A. 縛りは当然ございます。

Q. そうしますと、今、今年入れて3年間指定管理やっているんですけども、その指定管理期間が明けた後、条件がそろえば、Recampさんのほうに恐らく民間譲渡、民間売却という形を取ると思うんですけれども、その際に、今回の工事請負費に使った県補助金の償還が満了でなければ、要は返金しなきゃいけないわけですよ。そういう措置を取るつもりで、今回財源として、この県の補助金を選択したのかということ伺いたいと思います。

A. 来年度整備させていただきます駐車場と滝見台の展望デッキですけれども、Recampさんのほうへ譲渡予定のほうはキャンプ場の建物とかになりまして、今回整備いたします駐車場、展望デッキは、滝を見る方のための施設になりますので、こちら今後も市が管理していきますので、譲渡の対象には考えておりません。

Q. 説明資料77ページです。

3の産業強化事業のところ、事業内容1、①の伊豆市版DMO事業のところ、上から何行目になるか、コンテンツの造成事業というのが、ぼちのところにあります。ここなんですけれども、新たな観光コンテンツを20コンテンツ造成するというので、令和3年度から6年度までで80コンテンツ目標と書いてあります。

そうしますと、令和4年度までだと40コンテンツ造成されたことになりませんか。

A. 伊豆市産業振興協議会の大路です。よろしく申し上げます。

今、委員がおっしゃられたように、年間20コンテンツの2年ということで、40コンテンツになるはずなんです、令和3年度は21コンテンツ、それから、令和4年度が14コンテンツということで、2年間で34コンテンツという形になっております。

以上です。

Q. 今、確認なんですけれども、令和3年が21、令和4年が14と言ったんですか。35。

詳しい内容はまた別のときでもいいんですけれども、内容的にはどういうコンテンツなんでしょうか。

A. 具体的な内容は、またもしあれでしたら、一覧表のような形でお見せをしたいと思うんですが、基本的にこの伊豆市版DMO事業という考え方を皆さんにちょっとお話し

しさせていただいたか分かりませんが、今まで、今までと言いましても、ここ10年、15年ぐらい前までは、旅行形態は団体旅行が主だったと思います。それがここ10年ぐらい個人旅行であるとか、小規模旅行であるとか、あとは目的旅行、こういったものに変化をしてきております。

観光施策のほうも、以前は一過性のイベント、こういったものが、またあとハード整備、こういったものが中心だったんですが、旅行形態が変わったことによって、こういったニーズに応えるためには、今までのようなやり方では駄目なんではないかというふうなことで、令和3年度に、その考え方を180度変えまして、地域の魅力をもう一度考え直そうじゃないか、満足度の向上を図って、リピート率を図ろうじゃないかというふうなことで、このコンテンツ造成、または既存のコンテンツの磨き上げというものを行ってきました。当然宿泊に結びついたほうがいいわけですので、チェックイン前の1時間半とか2時間、またはチェックアウト後の1時間半とか2時間、こういったところにちょっと寄れるような、そういった内容のものをつくらせていただいている状況です。

以上です。

Q. 分かりました。また、詳しいことは頂けたらと思います。

もう一つこのページには載っていないんですけども、昨年令和4年度の予算書にはインバウンド対策事業というのがありました。コロナの収束を願ってということだと思うんですけども、海外旅行の再開を見据えてというような文言もありまして、旅ナカ商品の受入環境を整備するとか、そのあと、ランドオペレーターとか、OTAとか、ファミトリップとか、ちょっと私にもあまりなじみのない言葉がその後続いていまして、外国人の観光客などを見据えた対策を取るということで、予算が組まれていました。

今回は、このインバウンド対策というのがないんですけども、これはどういう意味でこの予算がないのでしょうか。ほかの事業に変えて取ってあるのでしょうか。

A. 確かに令和4年度までありましたインバウンド対策事業というものが、こちら令和5年度予算書のほうにはございません。かといって、コロナが完全に開けたと言っているかどうかは分かりませんが、昨年の10月から水際対策が緩和をされまして、年が明けてから、多くの海外の方も伊豆市内でも見られるようになりました。当然その対策はしていかなければいけないというふうに考えております。

ここの予算書にはないんですが、同額の金額をIIPという伊豆市インバウンド対

策推進プロジェクトチームというものがございます。こちらの事務局も弊社のほうで担っていますので、そちらのほうに、インバウンドの事業としては一括をさせていただいて、より強固と言いますか、今まで2か所で、同じ事務局ですのでやってはいたんですが、一本化をしてやっていこうということで、こちらの予算書からは削らせていただいている次第です。

以上です。

Q. I I P、今初めて聞いたんですけれども、それはここには載らないんですか。すみません。

A. 補足説明資料の79ページの(4)こちらに観光商工課のほうから支出という形で掲載がございます。

Q. ちょっとまだ分からないですが、すみません、これでいいです。ありがとうございます。

A. すみません。

説明資料は82ページ一番上の6番、達磨山高原管理事業7,830万円9,000円、事業内容の(5)施設購入費、県から施設の購入費用5,400万円について伺います。

昨日の本会議でも永岡議員並びに小長谷順二議員が質疑を行いました。そもそもこれは市長イニシアチブのいわゆる市長の肝煎りの事業だということが分かったんですけれども、もう一回経緯について確認させてください。県のほうの施設を今実質市が管理をしているような形なんですけれども、その公有財産である、県の行政財産であるものを市が今度買おうとしているわけですね。

そもそも話の発端というのは、伊豆市のほうから静岡県の方へアプローチしたんでしょうか。静岡県の方からどうだということの声がかかったんでしょうか、いかがでしょうか。

A. 伊豆市のほうからお話をさせていただきました。

Q. そうしますと、事業目的にはありますけれども、将来的に民営化に向けて買収を行うということで、市としては施設を買うことでメリットがあるというふうに判断したということでもいいですね。

それで、じゃ、次に伺いますけれども、5,400万円の購入費用、これがどうなのかという議論、これがどうなのかという議論がありましたけれども、産業部長のほうで、本会議の中で、自治法に基づく不動産鑑定価格であるということで、自治法は、法の237

条の2項ということによろしいですか。

- A. すみません、ちょっと自治法の何条というところまではちょっとないんですけども、昨日言ったのは、その自治法に基づく鑑定価格、無償でできないかというような話があったものですから、そういった通常はそういう自治法に基づいて、そういった金額で購入をしますという回答をさせていただいています。

以上です。

- Q. そういう意味で部長が発言されたというのは今分かりました。

恐らく237条の2項ということで、これは何が書いてあるかということ「普通地方公共団体の財産は、条例又議会の議決による場合でなければ、これを交換し、出資の目的とし、若しくは支払い手段として使用し、又適正な対価なくしてこれを譲渡し、若しくは貸し付けてはならない」ということで、この適正な対価というものの裏づけで、部長は自治法に基づく不動産鑑定価格ということで御説明されたんじゃないかなというふうに思っています。

それで、その適正価格ということで、5,400万円の根拠は、静岡県が以前不動産鑑定した価格、これを計上したということなんですけれども、県が鑑定したのはいつ頃の鑑定価格ですか。

- A. 平成29年度に県のほうで仮鑑定をしたということは伺っております。

以上です。

- Q. そうしますと、平成29年ですから、今からもう7年とか8年ぐらい前になると思うんですけども、これ再鑑定して、5,400万円の裏づけ、正当性というのをやっぱり示さなきゃならないのかなと。予算上は5,400万円取ったとしても、実際の購入額を決めるためには、県と交渉するでしょうから、そのときに不動産の鑑定依頼、その費用というのはどこから取りますか、予算上。

- A. 達磨山の不動産鑑定のほうにつきましては、県が行うということをお伺いしております。県の予算でとなります。

以上です。

- Q. それはよかったです。費用負担がなくて。じゃ、そういうことです。

それで、あともう一点聞きます。いずれ民営化します。土地建物は伊豆市のものになります。それを民間が購入するわけですね。無償になるか分からないですけども。そうした場合に、要は民間活力を入れて、要は市内産業の活性化とか、その辺が目的なんですけれども、実収入として、市の歳入としては、税金として固定資産税入るわけで

すよ。どれくらいの固定資産税の歳入があるかという試算はしていますか。

A. 現在のところはしておりません。

Q. ぜひ提示してもらいたいですけれども、それは税務課含めて、提示することはできますか。

A. 本日この場ではちょっと無理なんですけれども、また税務課とちょっと協議をさせていただいて、提示できるようなら、させていただきます。

Q. よろしくをお願いします。

補足説明資料の77ページ、①の最後のところです。令和4年度立ち上げた伊豆市ガイドクラブ連絡会への支援ということで、活動状況と、令和5年度はどのような支援を行っていくのかということについて伺いたいと思います。

A. これを立ち上げた趣旨としましては、市内に幾つかのガイド団体が点在をしております。先ほど黒須委員のときにちょっと申し上げました、伊豆市版DMO事業の中で、市民ツアーなんかもやっている中で、やっぱりガイドさんの説明を聞くと、今まで行った場所、それから、内容、これが全然自分の認識とは違っていたり、すごいよく分かったというふうなお話をいただきまして、やはり先ほど申し上げた満足度の向上であるとか、リピート率を上げるということには、ガイドさんというものは必要だろうというふうなことで、じゃ、まず既存のガイド団体の連絡会というものをつくって、それで課題の共有であるとか、合同の研修のようなものができればいいねということで立ち上げをさせていただきました。

今年度5団体の団体がこの連絡会に加盟をいただいて、なおかつ、今地域で言いますと、中伊豆地域と土肥地域にそういったガイド団体という団体がありませんので、個々にガイドをやっていただいている方はいらっしゃるんですが、団体がありませんので、その2団体プラス、湯ヶ島で文学ガイドという言葉をお聞きになったかと思いますが、これもどちらかという、旅館の御主人がやっていただいているような形で、そういった団体という形がありませんので、そこも一つにまとめることはちょっとなかなか難しい状況ではあるんですが、団体として、来年度入っていただくようにして、そこで、来年度またそういった新たな団体も加わったところで、課題の共有、または合同研修、こういったものをしていくと。

やはり課題として一番上がっているのが、各団体とも、高齢で後継ぎといますか、ガイドさんの担い手がないというふうなことがあります。ただ、じゃ、補助金のよう

な形でお金を出せば、ガイドさんが育成できるかということではないかと思えますけれども、やっぱりそういった資金面で育成するのにお金が欲しいと、必要だというふうな声をいただきましたので、育成に関する補助という形で予算をつけさせていただいております。

Q. そうすると、確認なんですけれども、中伊豆と土肥はそもそもそういうガイドグループがなくて、湯ヶ島の場合には旅館の関係ということで、じゃ、修善寺には、あと2つあるということでしょうか。

A. 修善寺地域といいますと、ふるさとガイドさんというボランティアガイド、ボランティアであったり、有料でやっている部分もあるんですが、それと、修善寺 s g g という善意通訳の会という全国組織がありまして、その修善寺版ということで、英語、それから、中国語、もちろん日本語もそうですけれども、そういった多言語対応をするガイドさんがございます。

Q. あともう一点、ここの資料に書いてあるんですけれども、シビックプライドの醸成を図るということで、これ市民ツアーで、市民が地域の魅力を再発見するというようなことだと思うんですけれども、ちょっとシビックプライドということで、全然聞いたことなかったものですから、調べたんですけれども。自治体が自らシビックプライドを育むことを宣言すれば、条例や施策、それを意識したものに変わり、地域全体に意識が育成されるという文言が書いてあったんですけれども、よく分からないもので、ちょっとシビックプライドということについて教えていただけますか。

A. 今委員がおっしゃられたような、ちょっと難しいことはあまり考えてはいないんですが、要は市民の皆さんが自分の土地のことをよく理解できなければ、外の方に伊豆市はこんなすばらしいところがあるんですよというふうなお話を当然できないだろうと。仮にしたとしても、説得力に欠ける部分がありますので、まず市民の皆さんが市内のことを知って、それに誇りを持ち、自信を持って、外の方にお話しできるように、そういった機運の醸成という意味でシビックプライドという言葉を使わせていただいております。

Q. お願いします。

76ページの商工振興事業の中の(7)の中小企業奨学金返還支援補助金、これについてお聞きしたいんですけれども、もうこれ3年目、4年目になるんですか、予算を組んで、200万200万で予算を組んで、400万円前回あったんですけれども、実績はゼロでし

た。予定は1人あるというようなお話はずっと聞いておりましたけれども、今回これ60万円になっていますよね。ということはもう、この事業について、今5人予定しているんですか。そうだよ、5人予定しているということは、あくまでも予定であって、これは。4人ぐらい組んでおけばいいだろうというような感覚しかないような気がして、そもそもこの事業は万歳じゃないんですか。僕はそう見ているんですけれども、これ60万円に減らした理由教えてください。

A. 奨学金返還支援補助金の減額なんですけれども、補助金の予算については、先程委員おっしゃられたように、実績を元に予算計上させていただいて、3年間の実績を基に、今回見直しをしたというところでございます。

今後、令和5年度中に申請者が増加すれば、補助金の予算も増加はさせていただきたいと考えているんですけれども、現在2名の方に活用させていただいているというところがありまして、来年度は4年目になるんですけれども、当然職員の方で企業のほうを回らせていただいて、ぜひ活用してくださいというお願いのほうは伺っていくんですけれども、その後につきましては、また使用状況を見ながら、制度の内容のほうにはいろいろ見直しはさせていただければと考えております。

以上です。

Q. 前回のときも、井上部長のほうで、やり方を変えて新たな出発を考えるということを行ったんですけれども、新たなやり方を考えるということをどのように考えているのか。僕たちが言っているのは、伊豆市の中小企業じゃなくて、伊豆市へ帰ってくるのが第一目標だったんですよ。それを言って、一向にそれは考えてくれないんですけれども、もうこの事業として、あくまでも伊豆市に勤めなきゃならないということは、これ絶対にお手上げなんです。もう伊豆市の中小企業というよりも、零細企業ですよ、伊豆市の事業、工場というのは。とてもじゃないけれども、大学卒業生を雇うだけの力がない。ということは帰ってこれないということだ。

だから、この事業としては、もう万歳で、もう僕は理解して、伊豆クラブとしては取り上げないようになるかもしれませんけれども、取りあえず5人は頑張っていたきたいと思います。期待しています、それは。

ただ、今年の新入生は、もう伊豆市はないということですよ。来年の2月、3月に希望者があるかどうかは確認をしますけれども、恐らく今年はゼロだということは、この60万円も要らなくなるんじゃないのかなという感じしますけれども、答弁要りません。

Q. 付属説明資料の82ページに戻ります。

達磨山高原管理事業ですが、令和5年度は、県から、県施設から購入して新施設に移管を行うとありますが、完全民営化までのスケジュール感はどのように考えていますでしょうか。

A. 今後譲渡につきまして県と協議を詰めさせていただくんですけれども、県から譲渡を受けて、そのまますぐ民間譲渡というところは、県のほうから利用制限というのが、ちょっと何年というのははっきり伺ってないんですけれども、5年程度はかかってくるのではないかとこのところは伺っていますので、その5年間はちょっとどのように、民間のお力を借りて運営をしていくかというのは、検討はさせていただいているところなんですけれども、譲渡となりますとその期間が終わった後になるのではないかと考えております。

以上です。

Q. 副市長だったか、もう既に数社の民間事業者と話合いをしていますという説明があったんですが、そこの関係はないですね。

A. 譲渡というところになりますと、当然公募という形になると思いますので、譲渡の条件とかは、今サウンディングという手法がございまして、いろいろな企業さんにお話を伺って、じゃ、どういう条件でというのは検討していくという手法がございまして、そこでいろいろな民間事業者様のお話を伺ってというところで、譲渡の形は決めていきたいと考えております。

Q. 84ページの一番上の道の駅の管理事業です。

一番右の諸収入として1,000万円計上されていますが、この説明をお願いします。

A. こちら、道の駅の今指定管理者である村の駅様のほうの道の駅の売上げによって、市のほうに納付金という形で納めていただいております。その内訳といたしまして、売上げの2億円以下の場合是一律200万円、2億円から3億円の間の売上げについてはその200万円にその3%を加算していただきます。3億円以上の部分につきましては5%また加算して、市の方に納付していただいております。今年度の今の実績といたしまして、約830万円の納付額がございまして、

以上です。

Q. すみません、企業として十分な利益を得ているということですね。売上げの利益も。



それはそれでよかったと思うんですけども、そうすれば、ここに乘っている委託料の管理料とか、施設管理料300万円、50万円というのも当然まだ乗っているんですけども、今度の指定管理の変更の時には、これは返納ということも、ゼロベースになるということも可能ということですか。どうでしょう。

A. 今のこの申し上げました計算につきましては、令和5年度いっばいの指定管理の協定にのっとって計算させていただいているんですけども、令和6年度、見直しのときには、そちら支払っている部分をなくすということも考えられますので、そちらまた新しい協定を考えるときには検討させていただければと思います。

Q. 77ページから79ページのDMOか、さっきのIIPなのか、美伊豆なのか、ちょっと載っていないので聞くんですけども、先日話があったばかりなので、まだ反映されていないのかもしれませんが、富士山の日のイベントの一環で東アジア文化都市2023静岡県というのが実はあって、要するに毎年中国と韓国と日本で3つの都市が指定されて、その交流と情報発信をしますというのが、2023年静岡県の番ですよみたいな感じの話でした。

インバウンドもコロナが落ち着いてまた復活するのかなということの中で、静岡県が主になってやるんですけども、静岡県の市町と関係団体と一緒に情報発信等もやりますよということだったんですけども、伊豆市の場合、そういうふうに外部団体をつくってそこに補助金とか負担金という形を取っている場合が多いので、もうそういうのをやるとしたら、どこかにお願いするというかどこかでやるような話になっているのか、まだこれからなのか。1年間の2023年だけのことなので、次、来年というわけにいかないのでは今聞きます。

A. 令和5年の1年間で東アジア文化事業のほうを県のほうが主導でやるってところで、伊豆市としても、何か文化事業を行いたいという考えはございます。そこが産業部で行うのか、教育部になるのか、ちょっとまだお話は詰め切れていないんですけども、何かしらの事業はやるのではないかなと考えているんですけども、ちょっとまだ予算のところには出てないかと思います。

以上です。

Q. 振り返っていいですか。

70ページ、説明資料、林業事務事業ですけども、2の事業の内容ですけども、全

てが負担金の支払いとなっていますけれども、その一番下の方なんですけれども、伊豆地域森林認証団体負担金とありますけれども、この団体の目的と何を認証してるのか、ちょっと説明していただけませんか。

A. こちらの団体なんですけれども、伊豆市田方森林組合、あと、東部農林事務所、あと、加茂農林事務所の伊豆地域の認証林のネットワークというような形になっています。S G E Cという団体の森林認証になるんですけれども、そちらの協定地、そちらのほうのネットワークというような形で認証されている森林に対して、各団体で負担金を出して、運営しているというような形の団体になります。

Q. 聞いているのが、その目的と、何を認証しているんですか。認証というのは、何か目に見えるものであるとか、目標のものとかいうふうなものを、見える形にこういうふうに認証しますよということですよ。だから、この団体の目的とするものは何なのかということと、何を認証しているのかということをお聞きしたかったんですよ。

A. よろしくをお願いします。

こちらの伊豆半島森林認証ネットワーク負担金ということであるんですけれども、目的というのは、もともと安い外材が日本に入ってきて、なかなか国産材が売れなくて困っていると。そういう安い外材が、不法な方法で伐採された木だったというようなことで、世界中で適正な方法で伐採されていない木が氾濫しているということで、国際的な認証団体、F S CとかS G E Cとかという、そういう認証があるんですけれども、そういう不法な伐採を防ぐという目的で、そういう森林認証というものができました。

伊豆半島における森林についても、そういう認証をしっかり取って適正な管理をした木材を搬出しようということを目的に、当初はF S Cのほうに入っておりました。ただ、途中で伊豆森林組合と河津町のほうがその団体から抜けまして、今のS G E Cというほうの森林認証のほうに変更しまして、先ほど課長が説明したとおり、東部農林事務所、賀茂農林事務所、伊豆市、田方森林組合、この4団体が新しくS G E Cの森林認証を取得したということです。

その認証に必要な費用ということで、面積割でそれぞれ負担金を決めております。伊豆市は面積が大きいものですから49万8,000円ということで、かなり大きい金額にはなっているんですけれども、それぞれの負担金を出し合って運営をしているというところなんです。

Q. こういった認証のネットワークに加盟すると、適切な要するに伐採をしたというこ

とと、それから、適正な管理がされているということで、木材のブランドが、少しは一般で適当に切ったところよりも上がるというようなことで理解していいですか。

- A. そのとおりでございます。SGEC材ということで認められると付加価値がつきますし、そのSGECの木材を出した量によって分担金というのにも入るといようなことになっております。

(委員間討議) なし

### 【総務部関係】

議案第8号 令和5年度伊豆市一般会計予算について	【所管科目】
--------------------------	--------

(補足説明) 総務部長

(質 疑)

- Q. 説明資料2ページの、そして、3番の職員研修福利厚生事業について、3番の職員研修委託料、外部講師人事評価者研修、怒りのマネジメント、コンプライアンス講師委託料、やさしい日本語研修とあります。その中で、人事評価の研修とかコンプライアンス講師委託料というのは、やはりまだ職員の中でもメンタル面でとても悩んでる方もいるということも聞いていますし、勤めやすく、とても明るくて、人間関係のスムーズな職場にしたいという意図が感じられますけれども、ちょっと分からないのが、怒りのマネジメントの研修とかやさしい日本語、一般質問で黒須さんも分かってるかもしれないですが、ちょっとこの研修というのはどういうものか、説明できたらお願いします。
- A. すみません、まず、怒りのマネジメント研修なんですけれども、こちらについては、アンガーマネジメントというので、人と接して、会話していて、ぱっと頭に血が上ったときに、そのまま言葉を発するのではなくて、一旦冷静になって落ち着いて話をしましょうよとかという、そういうような研修になっています。
- A. それでは、やさしい日本語研修につきましては、ただいま間野委員から語指摘いただいたとおり、一般質問で黒須委員のほうからもいただいておりますので、そちらでもお答えさせていただきますけれども、やはりこのやさしい日本語をこれから職員が意識して、これを実践していくためには、一部の限られたの職員ではなくて全職員を対象に、まずはやさしい日本語をどういうふう導入していくのかということをまず意識

づけするためにも、こちらを今回新たに研修として位置づけをさせていただき、予算をお願いしているものでございます。

以上です。

Q. これは講演なんですか。それとも、一対一とかのそういう講義なんですか。

A. それぞれ、講習というんですか、いきいきプラザとか会議室を使って、講師に壇上に立ってもらって、研修をしていただく。中にはグループディスカッションとかそういったのも含めて講習をしていただくような形です。

Q. 先ほど野田と言われたような気がしたんですが、私、間野です。すみません、たいしたことじゃないんですけども、間野でございます。

先ほども、そういうふうに意識を高めていって、いろいろな部分で成長していく補佐だとは思いますが、それに対してどんな効果があると考えているのでしょうか。

A. アンガーマネジメントにしても、やさしい日本語にしても、職員の質を高める、知識を高めるための研修です。それで、多くの職員に研修を受けていただいて、職員それぞれが研修の効果を上げていただければと考えています。

Q. すみません、大体分かったんですけども、やっぱり内にあるのはやはり人間関係とか、やっぱり研修も大事ですし、でも、研修の底にあるのは、人間関係や心の動きだと思いますので、そこら辺を大事にしていきたいと思って終わります。

A. すみません、間野委員には本当に申し訳ございませんでした。失礼いたしました。

Q. よろしくお願いたします。

今の間野委員の質問のところですけども、これ黒須委員が一般質問でもやることですけども、このやさしい日本語というのが、どういうものなんですか。普段私たちが使っているこの言葉、これは日本語ですよ。これをやさしく言うということですよ。そのやさしいというのがどういうふうなものなのか、荒っぽい言葉を使う、あるいは丁寧語、謙譲語いろいろありますけれども、この場合のやさしい日本語というのは、どういう研修なのか教えてください。

A. それではお答えさせていただきます。

黒須議員との一般質問も控えておりますので、どこまで御説明したらいいかということなんですけれども、やはりもともとはこちらに、日本にいらっしゃる外国人の方に、日本語というのは、もともと表記も難しいというところがあるものですから、それを分かりやすい、もっと簡単なというところちょっと語弊があるんですけども、分かりやすい

日本語といますか、簡単な日本語で表記をすることをしていくと。

当然に、例えば技能実習生であるとか、伊豆市の場合は観光でいらっしゃる方もいらっしゃると思います。そういったときに、もし災害が、そのときに起きたときに、どこへ逃げたらいいのか、何をしたらいいのかというのが、我々日本人であれば、通常の日本語で逃げろとか、高いところへ行けと、例えば津波を想定した場合とかということで通じるんですけれども、当然通じない方もいらっしゃる。たしか阪神淡路大震災をきっかけとしてというふうに私も認識をしているんですけれども、そういったことを踏まえて、まずは外国人の方に分かりやすい日本語表記というのを当然意識する。

ただ、これは外国人の方々だけではなくて、市内に住まれている小さいお子様からお年寄りまで、また障害を抱えている方についても、日本語でもやはり難しい言い方というのが、まだまだ世の中にはあるのかなと。特に行政から市民の皆様にお出しする文章であったり、そういったことも含めて、分かりやすく、要は出すことが目的ではない、通じなければ意味がないということを私どもはそこを認識して、それを職員がまず意識をして、普段の仕事をやっていく上で、対市民の皆様、外国人の皆様、分け隔てなく、そういったことを意識してやっていきたいということをまず学習したいということで、この研修を開催させていただいて、これを進めていきたいというふうに考えております。

以上です。

Q. おっしゃっていること分かりました。

ですけれども、例えばこの同じところに、マネジメントですとか、コンプライアンスとかというふうな、ここに限らず、今すごく片仮名言葉が多いですね。やさしい日本語、簡単などという言い方は変ですけれども、簡単に話して、相手も簡単に受け取れるというような、そういう意味かなとも思いますけれども、それは外国の方に対して、簡単に言ったほうがまどろっこしい言い方をしないで、簡単に言ったほうがいいなということだとは思いますが、逆に同じ日本人に対して、このような片仮名言葉をいっぱい、お役所からのものもそうです、この片仮名言葉で分かる方は分かりますけれども、やはりある程度の年齢より上の方というのは、この片仮名言葉というのは、すごく分かりにくい方も、私も含めまして分かること分からないことなんていうのがあるわけですが、ある程度の年齢から上の方というのは、この片仮名言葉は分かりにくいんじゃないか、なぜここで日本語で言わないのかなというようなことを結構思うんですけれども、それはやさしい日本語には直すことはできないのでしょうか。

A. そういったことも含めて、まずは我々学習をしたいというか、今回は先ほど総務課長が御説明したとおり、そういった専門家の方を招いての研修という形を取らせていただこうと今の段階では考えております。ただ、一番効果のあるやり方というのがほかであれば、そういったことも、当然はこれから考えてはいきますけれども、いま小川委員が御指摘いただいたようなこと、ただ、なかなか日本中というか、世間一般というところもありますし、これを職員だけが勉強したから何か変わるかといえば、それはなかなかというところも当然あるかと思っておりますので、そういったことも含めまして、我々職員がまずは勉強していきたいということで、この研修位置づけさせていただきたいというふうに思っております。

個々の課題というのは、やはりそのときに、やはり我々がそういった勉強をした上で、課題認識をして、じゃ、どうしていくのかということを考えていきたいというふうに考えております。

以上です。

Q. 3ページです。

包括的アウトソーシングについてお聞きしますけれども、まず初めに、令和5年度は5業務を委託するとしてありますけれども、この5業務とは具体的にはどういった業務なのか、ちょっと教えてください。

A. 5業務について御説明をさせていただきます。

Q. 書類として送っていただければいいと思っておりますけれども。

A. その方が分かりやすいかと。

Q. 住民票の発行であるとか。

A. そうですね、私の説明ですと、いつも非常に皆さんが戸惑うことも多いようなので、中身とすれば、ちょっと先に簡単に説明をしますが、資料としては提供させてもらいます。

まずはいわゆる管理をする、統括管理をするという業務。それ統括管理者を置く、副統括管理者を置くということで、いわゆる委託先の方々が市の業務について、その管理をするものという、その管理をしてくださいという業務が1つにあります。

続いて、総務課の事務業務ということで、いろいろ御意見もございますけれども、電話の対応、総合窓口としての対応、それらの業務を総務課の事務としてお願いをするという業務がまず1つ。

3つ目が公共施設の監視業務と言いかたをしてるんですけれども、環境のほうのパトロール、これ週に3日やっております。

それから、道路のほう、市道のほうの管理のパトロール、これを週に2回やっております。その間に、1月に2日間になるんですけれども、区長回りの準備をするのに1日、区長様のほうに配付するのが1日というような業務をやっているのが、今公共施設等監視業務というものでございます。

それから、もう一つが総合窓口。いわゆる市民課、税務課の窓口のことを申し上げております。

最後に、5つ目が環境衛生事務業務ということで、ここにつきましては、環境衛生業務の窓口と清掃センターのほうの窓口というようなことでの業務をお願いしているという、5つの業務も来年度はお願いする予定でございます。

資料のほうはまた準備させていただきます。

Q. 資料は用意していただけますね。お願いします。

そうして、令和4年度は最初6,700万円、プラス2,700万円で9,400万円だったわけです。そして、ここで1億600万円と。債務負担で5億8,000万円出しましたよね。それは、そのお金というのは、包括的アウトソーシングともう一つのほうの公共施設の管理人も含めてだったんですか。別ですか、それは。分かっているだけ。

じゃ、包括的アウトソーシングだけが5億8,000万円、そうしますと、この9,400万、それから、今度1億600万、5年間で足りませんか。足りるようにやるわけですか。それを回答してください。

A. 1月30日の全員協議会でも御説明をさせていただいたかと思えます。昨日も私お話しさせていただいたとおり、令和4年度から始めて試行錯誤あるということですが、私どもとしては、何としてもこの5年間で成功事例つくりたいということで、事業の業務の委託業務の大幅な見直しをしたいというふうに考えて、御説明をさせていただきました。

当然に5億7,800万という債務負担行為の5年間においては、この範囲内において、それを前提として委託業務というのを検討させていただきましたので、債務負担行為の範囲内で、この5年間、委託を毎年度していきたいというふうに考えております。

以上です。

Q. それでは、マックスと捉えていいですね。分かりました。

それで、改めて業務の範囲内を明示していただけるということなんですけれども、令

和元年の6月24日に一部改定されたと思うんですけども、総務省の行政管理局の公共サービス改革推進室から出ています、市町村の出張連絡所等における窓口業務に関する官民競争入札または民間競争入札等により民間事業者に委託することは可能な業務の範囲等についてという達示があるんですよね。これに基づいてこれを遵守して契約をなさって、業務をアウトソーシングしているわけですか。これをこれから超えた物は委託できないですよね、業務が。ですから、こちらのところにありますけれども、そういったものが、資料が、ちょっとこれを参考にしたのかどうなのか、ちょっとお聞きします。

A. その資料につきましては、拝見させていただきまして、それにそぐわないものは外すということで、例えば同じ業務をやる中でも、この部分はいいけれども、この部分は駄目というような業務はそれぞれいろいろ中に入っております。例えばマイナンバーの問題であっても、受付業務は構わないけれども、数字を見るという業務については、それはされないよと。要するにパソコンでそうやってやる業務は駄目だよというような、いろんな制約がございますので、そこは担当課のほうも踏まえて、私のほうもそういったものを調べさせていただいて、その業務については、できる部分はやるんですけども、できない部分は職員がやるという形での棲み分けをして、それで契約に臨んでおります。

Q. よろしくお願ひします。

昨日本会議対応どうもありがとうございました。

ということで、包括的アウトソーシング事業について、またさらに伺いますけれども、先に用意していただいた資料の説明をしてもらいたいんですけども、いかがでしょうか、よろしいですか。配付してもらった資料。

〔「冒頭で」と言う人あり〕

Q. 冒頭で、そうか、ごめん。委員長、すみません、失礼しました。

既に御説明いただいたということで、申し訳ないです。それで伺いますけれども、再三昨日から私が申し上げている資料、1月30日の全員協議会の資料をお持ちでしょうか。そこで、そのときに配付した資料とは別に、12月の補正予算の内訳の、令和4年度包括的アウトソーシング業務委託料についてということで、上に当初と変更後、増額の内訳が単価増による影響額、人数増による影響額、合計の補正がこうですよという資料があるんですけども、それをお持ちですか。



〔「はい」と言う人あり〕

Q. そうしたら、今日提示していただいた資料、人件費と管理費と分けて総額で示していただいて、人件費については、1人当たり282万5,000円掛ける29人ということで8,200万円になりますという説明になっているんですけども、ごめんなさい、1月30日の全協の資料と一緒に、当時配付しなかった、後から配付されたんですけども、その資料だと、これ管理費も含んでだと思んですけど、1人当たり304万円で計上しているんですよね。単純に29人で変わらないものですから、管理的経費を含むと、影響額なければ、同じように9,400万円になるはずなんですけれども、上乘せが一千数百万ありますよね。その分の管理費が増えたということでしょうか。昨日部長が本会議でたしか管理費が増えたんで、増額になったというような説明があったと思うんですけども、もう一度ちょっとそこを細かく教えてください。

A. それでは、お配りした資料は、人件費のほうが8,200万、それから管理費のほうが1,400万、合わせて9,600万円になって、消費税込みで約1億600万に予算を計上させていただいたという説明になっております。

2月のとき、全協があるときですか、そのときにお分けしたものが、304万円が経費になっていますよ、1人分の経費ですよというようなことで御説明をしている資料をお配りしたと思います。この場合は、この人件費の部分と管理費の部分、総額の部分、税金を含めた部分、この1億5,600万円割る29でやると、実際のこの前お分けした304万円との比較になると思うんですけども、今回その説明としては、人件費の部分、管理費の部分で振り分けをしたものですから、その部分を分かりやすくということで、こんな形で表示をしたんですが、実際には、全体経費割る人数ということが1人当たりの経費ということで、実際には考えて積算はしているところでございます。

ただし、もう少し詳しい資料ということで、一つ一つちょっと並べることができなかったものですから、人件費の部分、管理費の部分ということで分けました。

総額として1,200万円違っているよというところのお話でございますけれども、実際には、給与費が750万ほど増えている状況でございまして、それに合わせて、法定福利費、いわゆる人件費の中の部分にあるんですけども、それとか、中である管理費、これはいわゆる の全部の事業費に対してのパーセントによって、受託者のほうが経費を取るところの金額が増えているというところでございます。

給料につきましては、それぞれ金額が、聞き取りはしているんですけども、なぜ増えたかというところでございますが、身分の切替えですとか、これはいわゆる現場管理

者を少し増やすというようなことの話です。それから、採用条件の変更、いわゆるパートから正社員に変わる。それから、成績による昇給部分というのが入っていると。それから、業務が今年になって昨年よりも、特に市民部の仕事なんですけれども、市民課、税務課の仕事を少し増やしたいというところで、人数は変わらないんですが、そういった業務を増やしたいというところを出したところ、向こうのほうは人数は同じで出してきたものですから、そういった形の変更がここに、一人一人の単価が上がっているという形で上がってきたことというところがございます。

それで、全体で750万ほどになり、法定福利費のほうで120万ほど、管理費のほうで200万ほど、それから、報償費、駐車場代等がありましたものですから、それらが70万円ほどということで、全体で1,200万円ほどの増額になっているというのが内訳でございます。

Q. 増額の理由は今の説明でよく分かりました。ありがとうございます。

それで、昨日質疑をさせてもらったんですけれども、業務が減るのに何で増額するんだという話も、今の話の内容で分かったわけなんですけれども。

じゃ、ちょっと一つ伺いますけれども、そもそもこのアウトソーシング事業は、特に窓口業務なので、市民の皆さんと直接接する仕事ですよね。1年前この事業を導入するに当たって、議会に相談があったときに、議会側のほうで懸念していたのが、公務員であれば守秘義務があるじゃないですかと。やはりプライバシーに関わる情報と言うのは、嫌でも耳に入ってくるわけですよね。そうした場合に、民間に委託すると、その守秘義務というのがどうなんだと。危うくならないかという心配があったんですけれども、先ほどの杉山武司議員の説明した資料の総務省の資料を読むと、そうした懸念があるので、個人情報保護条例等にしっかりと罰則規定を設けられていますと。その対象を受託業者であったりとか、そうしたところまでに、しっかりと書き換えて対応をするように配慮しなさいということが書いてあります。

伊豆市の個人情報保護条例をちょっとのぞいたんですけれども、最後の条例の罰則の規定のところに、受託業者とは書いていなかったんですけれども、指定管理業者という文言がありました。今回の包括的アウトソーシングは、指定管理の手法じゃないんですけれども、今のこの条例の立てつけの中で、受託業者のほうは、市民のプライバシーを含めた守秘義務をしっかりと履行し、もし破った場合には、ペナルティが課せられるような、そういう措置というのはできているのか、ちょっと伺いたいと思います。

A. 個人情報保護、プライバシー保護、それから、コンプライアンス等々、受託者につ

きましても、それぞれ受託者のほうで研修をしている次第です。その中で、教え込みをした上で、こういうことはしてはいけない、こういう、例えばメモ一つについても、非常に厳しい対応をしております、余計なものは置かない、要するに不要なものは裁断する、そんな形の教育をしているようです。

今おっしゃったような罰則につきましては、中身によって今これから変わってくるのかなというところで、もう少し私のほうで調べまして、この契約が毎年度ごと金額も変わるのに合わせて、中身も変えていくところもございますので、そういった中で、もう少し法律的な部分と合わせて、会社として取り組んでいる部分も併せ持って、個人情報保護についての中身について、どうすべきであるかというところは入れていきたいなというふうに考えております。

今ちょうど契約書つくっている最中でございますので、そういった今議員おっしゃられたことについても、ちょっと取り組んでいきたいなと思います。

Q. 条例等含めて行政側のほうのそういった防護策というのが、まだ整備されていないということが分かりました。早急に、業務は続いているわけで、市民の皆様もたくさん訪れるわけですから、そういう場面は往々にしてあるし、来年度については、健康福祉部のほうにも窓口業務広げるといふ、そういう計画も聞いていますので、特に生活困窮者の相談であるとか、そういう触れられたくないような情報が入ってくるということも想定できますので、しっかりとその辺はやっていただきたいと思います。

それとあと、今年度のアウトソーシング事業の主な成果、到達点はどこにあるのかと僕聞いたんですけれども、それがいわゆる委託できるもの、委託できないもの、その仕分の業務の棚卸しを、しっかりとこの1年間やるという話だったんですけれども、先ほど杉山武司議員が紹介した総務省の通達の中には、そういうリストがあるわけですよ。今までどういうふうに仕分をやっていたか分からないんですけれども、令和5年度は業務棚卸しとおっしゃったんですけれども、具体的にどういう手順でやろうとしていたんですか、伺います。

A. 棚卸しにつきましては、もともと業務に関しての引続書であるとか、そういったものが出来上がっておる中で、それを活用して受託者に対しての説明書というんですか、仕様書といいますか、そういうものをつくり上げていくということになります。

今おっしゃられたことなんですけれども、これはしてはいけないという総務省の通知がございまして、いけないというものは受託として出してはけません。したがって、それ以外のところで、ただ、職員が関わらなきゃならないところ、職員が考えて決定を

しなきゃならないところ、そういった業務につきましてはお願いができないわけです。ですから、どこまでをやるかというところの仕分をしていく。ここまではできる。ただ、この先については、市の職員が考えて結論を出すというようなこともございますので、そのあたりの仕分がなかなか難しく、一つ一つ、例えば国民健康保険であるとか、国民年金であるとかと、そういった業務があったときに、その中身について、どこまではこの業務については、業務といいますと全体のことを指しているようですから、一つ一つの仕事として、項目として、一応項目についてはこういうふうにして、この部分はい、この部分は駄目だとかいうような形のものを、そこが仕分がなかなか大変だということ、そこを少しずつやりつつあるんですが、今年については、非常に窓口業務中心にやった中で、ともかくお客さんに対する不備がないようにということも中心に行っております。今年度は、先ほどおっしゃったように、総務部長の申したとおりでございますけれども、仕分をしながら、もう少し進んだ形で、分かりやすく、相手にも受託しやすく、職員側のほうも仕事をしやすくということで、どこが線引きなのかというのが分かるような形で進めていきたいと思っています。

Q. 結構です。ありがとうございました。

Q. 小長谷です。よろしくお願いいたします。

説明資料の8ページ、公有財産管理事業ということで、課長からも説明があったと思いますけれども、市有地の保全業務が非常に大変になってきていると、草刈りであるとか、そういうところを行政で見なきゃならないということで、その分の予算というのがここだと思っておりますけれども、やはり年々ここは管理が大変になってきているという中で、シルバーさんに委託をしたり、専門家に委託をしたりしていると思っておりますけれども、ちょっとその辺の来年度の状況というのをお示してください。

A. 資産経営課市川です。よろしくお願いいたします。

今、議員委員おっしゃった中で、私どものほうで草刈りの場所でいいますと、今最低でも年3回通常、平地であれば、春夏秋という形でやると思うんですけれども、そういった場所については、今市内だけで16か所私ども抱えております。それ以外にも、ちょっと私どもが今まで気がつかなかった場所でも、ここが市有地だよということで、草刈りを依頼されるケースもございます。

そういったところでいきますと、もう草刈り作業はほぼ今シルバーへの委託となっております。あと樹木に関しましても、これ私予算説明資料のほうで言いましたけれど

も、木が年々大きくなっていく中で、それが枯れたと。これはもう私どもの手には負えないような樹木が多くありますので、そこについてはもう専門業者に委託します。

本当に普通財産というところが、私どもが今まで把握ができていない普通財産を住民の方が教えてくれて、それで、この木を切ってくれというようなこともありますので、非常に普通財産という面積が大きい中で、これは年々増えてくる可能性は、年数がたてば木なんて特に大きくなって枯れてきますので、まだまだここについては、負担が増えてくるのではないかというふうに想定されます。

Q. シルバーさんに委託ということであったり、専門家ということなんですけれども、危険な場所、よく河川なんかの草刈りをシルバーさんがしているときも、かなり危ないところを草刈りなんて作業していることが多いんですけれども、事故とか怪我というのはどうなんでしょうかね。

A. 今までシルバーさんと、あとは専門業者から事故についての御報告はありません。

Q. よろしくをお願いします。

同じく説明資料 8 ページです。3 の公有財産管理事業 2,793 万 9,000 円のうち、事業内容の、すみません、僕聞き漏らしたかもしれないんで、内容教えてもらいたいんですが、(2) の私有地貸付及び売払いに係る業務委託料で、① の不動産鑑定業務委託 100 万円なんですけれども、これはどこの不動産鑑定を委託しますか。

A. こちらの不動産鑑定委託料なんですけれども、こちらにつきましては、次年度特にここをという場所はございません。ただ、毎年必ず売却または購入という話がある中で、この不動産鑑定委託料は、例年この予算をこの金額で上げさせていただいております。要は売却の話とか購入の話があったときに、この予算を使わせていただいているという状況でございます。

Q. 分かりました。

そうすると、下の②の登記事務委託というのも、一応 50 万というのも同じような理由ですか。

A. こちらの場、建物がもし売れるとかそういった売の可能性があった場合に、基本的に市の施設というのは登記がされていないので、そういったときに対応できるように、登記委託料を計上しております。

Q. 分かりました。

それで、同じく 8 ページの下の公用車両管理事業なんですけれども、いろいろ修繕料

とか車検点検とか、新規の車両購入とか、いろいろあるんですが、今定例会ではなかったんですけども、よく定例会ごとに、専決処分で公用車の事故の報告で損害賠償の報告がよくあるんですけども、今、公用車については、ドライブレコーダーの装着率というのはどうなっているのか。あと、安全教育は、資産経営課ではないのかもしれないんですけども、総務部としてどういうふうな交通安全教育しているのか、これからもっとしなきゃいけないのか、その辺の考え方をお願いします。

A. すみません、ドライブレコーダーの設置率については、すみません、ちょっと今日資料を持ち合わせていなくて申し訳ないんですが、基本新規で購入する車には必ず設置をし使用しておりますので、必ずつけるようにしております。

またつけていない車につきましても、たしか年4、5台はつけていると思いますので、ほぼ今約50%以上は、ドライブレコーダーは公用車には付いている状況だと思います。

安全教育というところについては、ちょっと私ども資産経営課では特段職員に対して講習会等は行っておりません。その代わりに、月1回の公用車の車両点検というものを職員にお願いしておりますので、そのときに、安全運転をお願いしますというような形で、気持ち的に依頼をしているような状況で、あとは点検をちゃんとしていただくというところで、公用車の注意をしていただいているような状況です。

A. 総務課のほうで、安全運転管理者の事務を担当しております。交通安全運動というのが、春夏秋冬年末年始とありますので、そのときに出役依頼と、掲示板で交通安全に心がけましょうというのをその都度やっております。

それから、事故した職員については、KYT研修といいまして、危険予知トレーニングという研修がありまして、そちらに出席必ずするように、職員については出席をしてもらっております。

Q. 1点だけ最後聞きます。

議会に専決処分の報告がありますよね。そうしたいわゆる公用車の事故の事例については、職員に情報展開はしていますか。

A. 一応事故の報告として、決裁では上げています。また、事故が多いときには、掲示板でこういう事故が多いです、気をつけてくださいねというような周知はしております。

Q. お願いします。

8 ページの公有財産管理事業の中の(4)の施設維持工事費の土肥南体育館の照明器

具の改修工事というのが130万あるんですけれども、これ天井高いので工事費が高いかと思うんですけれども、もともとこの体育館は屋根真っ赤なんですよね。ちょっと要望事項的になるかもしれませんが、このトタン、真っ赤でもう雨漏り寸前の状態になっていて、そっちのほうが先じゃないかというような気がするんですけれども、これも市の公有財産の整備事業の中にも、これ維持するかどうかになっているんですけれども、このまま屋根を改修しなければ、雨漏りがして、これ恐らく体育館廃止になっちゃうんじゃないかと、そのような状態に、真っ赤になって見たことを、松本君見たことがあるかと思うんですけれども、緊急のこれ課題ですよ。それなのに、この照明器具が優先されること自体がもう、小長谷委員も太鼓の練習で毎週使われているから、照明も必要なんですけれども、その維持も必要じゃないかと思うんですけれども、そこら辺どのように考えていますか。

A. 土肥南体育館につきまして、確かに外周等かなり古い状態ではあるというのは、私どもも承知している中で、昨年壁とあと軒天について、完全に剝がれているものは修理をさせていただいております。その中で、照明につきまして、もう消えているもの、必ず消えそうなものというのは、やはり使用に不便を来たしますので、まずはそこを上げさせていただいたと。軒天とか外部についても、さすがに穴が開いているところは修理させていただいておりますので、またその辺につきましては、ちょっと施設の状況を見て、確認させていただきたいと思います。

Q. あまり注文してもしょうがないんですけれども、この前トイレ直してくれたし、今度も照明器具を直してくれる。もうその前に屋根を直さないことには、体育館も全部もちませんから、早急にそれ、要望事項になっちゃいますけれども、維持できなくなる、そこを承知していただきたいと思いますけれども、よろしくお願いします。

Q. ごめんなさい、10ページの土肥支所の支所空調設備工事2,450万、これ僕もこの前土肥支所へ行ったときに、空調設備壊れていて、ストーブ7台ぐらい、ストーブががんがんとたいて、暖房をつけていた記憶があるんです。なぜもっと早くやってもらえなかったのかなと思って。そういう、あれが2,400万かかるかどうかは知りませんが、物すごい不便を感じている職員がいたみたいで、なおかつ窓を開けていなきゃならない。そこら辺の不都合が物すごく感じたもので、もう少し早く要望して、少々、予算がついたからいいんですけれども、これから春先、もう空調設備も遅いんじゃないかなと思うんですけれども、よっぽど寒い思いをしたんじゃないのかなと思って。早く要望して、

もっともっと早くやってもらえればなと思っていました。これはあくまでも自分の感想でした。すみません、意味がないかもしれないけれども、すみません。

Q. 質問をさせていただきます。

2,450万円ということで、築33年になるので、新たに改修するという事だったんですけども、これ全館、全部やるんですか。要するに商工会さんだとか、観光協会だとか貸し出している部分もあるんですけども、これは、この分の金額というのは、全館の空調を直すということですか。

A. すみません、今回来年度予算に上げさせていただいたのは、現在壊れている箇所だけになります。ですので、まだ生きているエアコンとかがありますので、そちらは取りあえずは除いた金額ということになります。

以上です。すみません。

Q. そうすると、2,450万円分も壊れているということですか。何か所ぐらい壊れているのかしら。

A. 主に今、建物自体が6階建てで、事務所として使っているのが2階から5階までになります。2階が一応市役所の支所機能がある階になりますけれども、2階がほとんど、今半分使えないというか、もう機能していないと。あと、5階のほうも、保健センターのほうでもちょっと不都合がかなり出てきているということで、そちらをまずメインに先に換えさせていただくというような計画でいます。

以上です。

(委員間討議) なし

(討論) なし

(採決) 挙手全員。原案可決。